

令和 5 年 9 月 6 日

令和 5 年第 3 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

令和5年第3回（9月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和5年9月6日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 14名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺 田 晃 久
副 町 長 中 口 守 可	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣 田 尚 司
副 町 長 上 田 隆	総務部理事 兼財政改革部理事	栗 山 信 幸
教 育 長 古 橋 重 和	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺 田 武 司
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川 端 慎 也	しあわせ創造部 総 括 理 事
総 務 部 長	西 啓 介	辻 里 光 則
会 計 管 理 者		しあわせ創造部理事
財政改革部長	相 馬 進 祐	松 本 啓 子
	都市整備部理事	吉 田 一 誠
しあわせ創造部長	松 井 清 幸	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長
		岩 田 圭 介
都市整備部長	奥 和 平	兼青少年センター所長
		財政改革部副理事 兼財政改革課長
教 育 次 長	小 川 正 純	内 山 弘 幸

○本会の書記は次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 増 田 明

議 会 事 務 局 係 長 池 田 雄 哉

○会 期

令和5年9月5日から9月26日（22日）

○会議録署名議員

5 番 坂 原 正 勝

6 番 奥 野 学

議事日程

日程第 1	一般質問
日程第 2 議案第37号	令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）について
日程第 3 議案第38号	令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）について
日程第 4 議案第39号	令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）について
日程第 5 議案第40号	令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について
日程第 6 議案第41号	令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）について
日程第 7 議案第42号	令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）について
日程第 8 議案第43号	工事請負契約の締結について（岬中学校体育館空調機設置工事）
日程第 9 議案第44号	工事請負契約の変更について（令和4年度町道西畑線道路改良工事（その2））
日程第10 議案第45号	岬町国民健康保険条例の一部改正について
日程第11 議案第46号	岬町財産区管理会条例の一部改正について

日程第12	認定第1号	令和4年度岬町一般会計決算の認定について
日程第13	認定第2号	令和4年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第14	認定第3号	令和4年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第15	認定第4号	令和4年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について
日程第16	認定第5号	令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について
日程第17	認定第6号	令和4年度岬町介護保険特別会計決算の認定について
日程第18	認定第7号	令和4年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について
日程第19	認定第8号	令和4年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について
日程第20	認定第9号	令和4年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について
日程第21	報告第4号	令和4年度岬町健全化判断比率の報告について
日程第22	報告第5号	令和4年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
日程第23	報告第6号	令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、一般質問を行います。

定例会1日目に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

なお、一番最初に谷地泰平君が指名されますが、議員及び理事者の皆様には資料をメールにて配付させていただいております。議員各位におかれましては、パソコンまたはタブレット、スマホ等で確認していただきますよう、理事者の皆様にも同様にさせていただきますよう、そして傍聴の皆様には、傍聴のデータに資料を挟んでおりますので、ご確認をお願いするとともに、前のモニター傍聴席から向かって左手のモニターにも、その内容を映し出すことになっておりますのでご参考にしてください。

それでは、谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました、谷地泰平です。議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問では、1、協働のまちづくりを目指して、2、公共施設の利用促進について、3、ブルーインパルス招致により大阪関西万博の機運醸成について、こちらの3点について質問をさせていただきます。

まず、一つ目の質問です。

一つ目は、協働のまちづくりを目指してです。

持続可能なまちづくりにおいては、住民と行政がそれぞれの特性を生かし、役割を分担し、協力・連携しながら一緒によりよい町の実現を目指す。協働のまちづくりが必要とされており、全国の自治体では、様々な施策や仕組み作りに取り組まれています。

岬町においては、協働のまちづくりを推進するための施策として、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」という制度を設けています。

そこでまずお伺いしたいと思います。この「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」の概要、またこれまでどんな団体のどんな事業でこの制度が活用されたのか、その実績についてそれぞれ回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに概要につきましては、住民、事業者、町がそれぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力し合い、地域を支えるあらゆる主体が主役となったまちづくりを目指すことを目的としており、社会的責任に対する意識の高まりを踏まえ、住民団体を初め、NPOや民間事業者などが取り組む地域貢献活動等との本町政策との協働連携を進め、民間のノウハウと活力を生かした効率的かつ効果的な公共公益サービスを創造し、実現するための官民協働を促進する制度となっております。

実績につきましては、平成20年度の制度開始以降、31団体にサポーターとして登録いただいております。しかしながら、サポーターの登録につきましては、10年以上経過することから、団体の活動が休止または解散している団体もあることから、直近の令和4年度及び令和5年度の活動実績を回答させていただきます。

令和4年度は岬ライオンズクラブが実施しました「第15回ビーチバレーボール大会」、大阪府ノルディック・ウォーク連盟が実施しました「ビーチノルディック・ウォーク大阪大会」、ときめきサンセット実行委員会が実施しました「ときめきサンセット」、大阪府ビーチバレーボール連盟が実施しました「第33回全日本ビーチバレーボール女子選手権大会」、岬町観光協会が実施しました「イルミネーション事業」、みさきおさがりリサイクルが実施しました「おさがりリサイクル」の計6団体、6事業となります。

次に令和5年度については、8月末時点では大阪府ノルディック・ウォーク連盟南大阪支部が実施しました「ビーチノルディック・ウォーク大阪大会」、次に岬ライオンズクラブが実施しました「岬ライオンズクラブ第16回ビーチバレーボール大会」、岬町観光協会が実施しました「第11回つつじ祭り」、みさきおさがりリサイクルが実施します「おさがりリサイクル」、岬町国際交流サークルが実施しました「国際交流第19回夏祭り」、わくわく会が実施しました「子ども夏祭り」、大阪府ビーチバレーボール連盟が実施しました「第34回全日本ビーチバレーボール女子選手権大会」、ときめきサンセット実行委員会が実施します「ときめきサンセット」の8団体、8事業となります。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁によりますと、平成20年度の制度開始以降、31団体がサポーター登録しており、直近では令和4年度は6団体6事業。令和5年度は8月末時点で8団体、8事業との回答でした。

具体的な事業としてはイルミネーション事業、これは岬の光宴のことかと思います。そして、「ビーチノルディック・ウォーク」、「ビーチバレーボール大会」、「つつじ祭り」、「夏祭り」といった大小様々なイベントや、「おさがりリサイクル」といった通年の活動など、いろいろな形で活用されているということが分かりました。

そこで次の質問ですが、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」では、行政からどのようなサポートをしてもらうことができるのでしょうか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

サポートの内容ですが、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業要綱」において定めており、第12条では、サポーターとの調整など、提案事業が他のサポーターもしくは本町の政策との連携を図ることによって、より一層効果が期待できる場合は、協力連携できるものとしております。

次に第14条では、ホームページの掲載などにより、事業のPR及び周知に努めるものとしております。また、サポート事業提案書の中で、町に希望する協力の内容を記載する項目を設けております。

1点目が町の施設の貸与、2点目が町の備品の貸与、3点目が町職員の協力支援、4点目が町の広報誌やホームページ等を活用した事業の情報発信、5点目がその他として具体的に記載する欄を設けております。

町としましてもできる限り協力支援することとしております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によりますと、行政からのサポート内容としては、ほかのサポーター、これは登録団体とのマッチング、町の施設の貸与、町の備品の貸与、町職員の協力支援、広報紙やホームページ等を活用した事業のPR等の情報発信、それ以外にもできる限り協力支援することとしているとの回答でした。

この内容からすると、事業実施においていろんなサポートを受けることができるという印象を受けます。

しかし、ここで気になる点があります。それは、広報誌やホームページ等を活用した事業のP

R等の情報発信です。最初に答弁いただいた令和4年度、令和5年度の事業について、広報紙「岬だより」、ホームページ、公式LINEでの情報発信を調べたところ、一つの事業を除いては、ホームページへの掲載と公式LINEでの発信、一つの事業を除いては、ホームページの掲載だけでした。

資料1をご覧ください。

こちらがホームページへの掲載です。このページの下に、ほかの事業も掲載されています。

私は以前からずっといろいろな場面で、情報発信の重要性やその方法の改善を訴え続けてきました。令和4年6月議会でも、ホームページへの掲載等、公式LINEでの発信情報に差があることを指摘しましたし、SNS等を有効活用し、効果的な情報発信に努めるべきと訴えてきました。

ホームページに掲載するだけでは、相手に情報は届かないのです。これも何度も言っています。ホームページを常にチェックしている人など、ほとんどいないです。

相手に情報を届けるためには、様々な媒体を活用する必要があります。

また、資料が前後して申しわけありませんが、資料3をご覧ください。

こちらは令和5年4月号に掲載された「ビーチノルディック・ウォーク大阪」の記事です。先ほど答弁にもありましたとおり、こちらは令和5年度の「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」の一つです。それ以外の事業は、「岬だより」に掲載されていません。一部の事業だけが「岬だより」に掲載されているということです。こういった行政からのサポートに不平等があってはいけないと思います。

そこでお伺いします。事業のPR等の情報発信を行うということは、きちんと届けたい相手に情報を届けるということです。ホームページだけではなく、公式LINEやインスタグラムといったSNS、広報紙「岬だより」、また回覧板や掲示板などを活用し、もっと積極的に広報すべきであると考えますが、これらを活用することはできないのでしょうか。回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたサポートの内容でも、事業のPR及び周知に努めることから本町としましても、情報発信は大変重要であると考えており、ホームページは引き続き周知するものとし、SNSはすぐにでも対応させていただきます。また併せて「岬だより」回覧、掲示板などを含め、PR及び周知することといたします。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 前向きな答弁ありがとうございます。

どんな事業であっても、どうやってたくさんの人に知ってもらえるかが大きな課題の一つです。公式LINEやInstagramといったSNS、各戸配布される広報紙「岬だより」、回覧板や掲示板など、行政が持っている広報媒体を活用した情報発信は、多くの事業で求めているサポートの一つだと思います。せっかく住民団体や事業者の方が、協働のまちづくりを目指して地域に貢献しようとしている事業です。行政としましても、しっかりと必要なサポートをしていただくようお願いします。

次に、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」に関する補助金である「岬“ゆめ・みらい”補助金」についてお伺いします。

この補助金の内容と過去5年間の実績について、お伺いしたいと思います。回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。「岬“ゆめ・みらい”サポート事業」の地域貢献活動として承認を受けた事業を実施する町民、事業者、任意団体、NPO法人などに対して「岬“ゆめ・みらい”基金」を活用して、予算の定めるところにより活力ある地域の創造につながる活動などに、「岬“ゆめ・みらい”補助金」を交付しております。

実績についてお答えさせていただきます。

平成30年度は5団体に対して176万円。令和元年度は5団体に対して391万1、827円、令和2年度は1団体に対して50万円。令和3年度は1団体に対して60万円。令和4年度は3団体に対して215万円となっております。令和2年度以降は、コロナの影響で活動を自粛したことから、実績が減っているものでございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁によりますと、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業」の登録団体を対象したものであり、「岬“ゆめ・みらい”基金」これは主にふるさと納税の寄附金によるものかと思います。こちらを活用した補助金という回答でした。

次に、補助金額についてお伺いしたいと思います。

先ほど答弁いただいた補助金交付の実績からすると、かなり補助金額にばらつきがあるように思われますが、補助金額の算定方法や基準はどうなっておりますでしょうか。回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

岬ゆめ・みらい補助金交付要綱第4条に補助対象経費として規定しております。第1項では、補助対象事業の実施に直接必要な経費として謝金、旅費、消耗品などの購入費、印刷費、役務費、使用料及び賃借料としており、同条第2項には、補助額は補助対象経費について算定し予算の範囲内とすると規定しております。

また、第6条において町長は申請があったときは審査し、補助金の交付を決定するものとしております。

以上のことから、岬ゆめ・みらい補助金交付要綱第5条に規定する申請者からの事業計画書及び収支予算書を確認の上、事業規模・活動状況などを団体から聞き取り、補助金額を決定しております。また事業の継続性を求めることから、サポート事業登録の次の年度からの補助金の交付を審査するものとしております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

補助金額については、申請者からの事業計画書及び収支予算書を確認の上、事業規模、活動状況など団体から聞き取り、決定しているとの回答でした。つまり、一般的な補助金のように、上限額や補助率などは設定しておらず、ケース・バイ・ケースで補助金額を決定しているということかと思います。

資料2をご覧ください。

実はこの「岬“ゆめ・みらい”補助金」ですが、担当課に聞くまでは、私はその存在を知りませんでした。なぜならば、ホームページ上に一切情報がなかったからです。「岬“ゆめ・みらい”補助金交付要綱」は掲載されていないですし、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業要綱」やホームページ上のどこにも、「“岬“ゆめ・みらい”補助金」に関する記載がありません。つまり、住民は担当課に聞かなければ、「岬“ゆめ・みらい”補助金」の存在を知ることができないということです。

そこでお伺いします。この「岬“ゆめ・みらい”補助金」の案内は、どのように行っているのでしょうか。また、当然「岬“ゆめ・みらい”補助金交付要綱」は、ホームページ上に掲載すべきだと考えますし、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」と一緒に、岬だよりやSNSなども活用してもっと周知すべきと考えますが、いかがでしょうか。回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

補助金の案内については「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」の登録時に個別に案内させていただいております。

今後はホームページの掲載については、すぐにでも掲載するようにします。また、「岬だより」、SNSなどを活用し、PR及び周知に努めるものいたします。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 前向きな答弁ありがとうございます。

先ほど答弁にて、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」の登録時に個別に案内しているのことでしたが、実はある登録団体の方の話では、登録時には何も案内がなかった。登録して事業を行っている中で、活用できる補助金はないかと尋ねたところ、そこで初めて「岬“ゆめ・みらい”補助金」について案内されたという話を伺っております。事業を実施するに当たって、補助金が活用できるかどうかということは、とても大事なことです。

先ほどのホームページへの掲載についてもそうですが、必要な人がその存在を知らなかったということはあってはなりません。「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」登録時の案内、そしてホームページへの掲載、「岬だより」、SNSなどを活用したPR及び周知、必ず徹底するようにお願いします。

最後に、今後の協働のまちづくりについてお伺いいたします。資料4をご覧ください。

岬町では、協働のまちづくりについては、第5次岬町総合計画において、基本計画第6章、全ての人が輝くまちづくりを進める町の政策1、参画協働のまちづくりの推進に位置づけており、KPI、重要業績評価指標を設定しています。また、第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標4、「安全・安心な暮らしができる魅力的なまちをつくる」の施策4、地域コミュニティの活性化に位置づけられ、同様のKPIが設定されています。目標年度、2025年、2022年と比較すると、タウンミーティング参加者数450人に対して387人。「岬“ゆめ・みらい”サポート事業」件数15件に対して6件、自治区加入率85%に対して80.9%という状況です。

ちなみに、今年度のタウンミーティング参加者数は398人、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業」件数は先ほど答弁にありましたとおり、8月末時点で8件という状況です。2020年当初に比べて、いずれの指標もあまり変わっていない状況ですが、今後どのように協働のまちづくりを進めていくお考えでしょうか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

協働のまちづくりを進めるためには、地域社会の様々なステークホルダー、住民、行政、事業者、NPOなどが協力し、共通の目標を達成するために連携して行動することが必要であると考えております。議員のご説明にもありましたように、本町では第5次岬町総合計画及び第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき目標値を定め、協働のまちづくりを進めているところでございます。

協働のまちづくりは継続的な取り組みであり、ステークホルダーの協力とコミュニケーションが不可欠であると考えております。引き続き「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」の周知徹底を図るとともに、まちづくり総合戦略会議や町内毎年14か所で実施しておりますタウンミーティングなど、住民の皆様と直接語り合う機会を持つなど、地域の特性や課題に合わせて取り組んでまいります。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

まちづくりにおいては、行政だけで行うのではなく、住民も参画し一緒に力を合わせて取り組んでいくことが重要です。

私は、この「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」というのは、この協働のまちづくりを進めるに当たって、とてもいい制度だと思っています。そんないい制度だからこそ、きちんと周知して住民に知ってもらい、地域貢献に取り組んでくれる登録団体をしっかりとサポートし、岬町に協働の輪をどんどん広げていくように要望し、この件の質問を終わりたいと思います。

次に二つ目の質問です。

二つ目は、公共施設の利用促進についてです。

近年では、多くの自治体が公共施設の老朽化という大きな課題を抱えており、これに加えて、少子高齢化や住民ニーズの変化など様々な影響により、公共施設の利用率低下も問題視されています。

岬町でも例外ではなく、多くの老朽化した公共施設を抱えており、令和4年9月策定の岬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、適正化を推進している状況と認識しております。

そこで、まずは現在の公共施設の利用状況についてお伺いします。時間も限られており、全ての公共施設についてお伺いすることはできないため、今回は公民館、青少年センター、町民体育館、たんのお海浜会館、淡輪老人福祉センターの5つの施設についてお伺いします。それぞれの利用状況について、コロナ禍前の令和元年と、直近の令和4年度について回答をお願いします。

また、利用促進に向けた取り組みについても、併せて回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私の方からは、たんのわ海浜会館の利用状況等につきまして、ご答弁をさせていただきます。

たんのわ海浜会館の利用状況ですが、令和元年度は部屋ごとの利用データは残っておりませんが、利用があった日を開館日で除した会館利用率は66.6%、令和4年度の会館利用率は60.6%で、多目的ホールの利用率が20.9%、会議室の利用率が39.0%、和室利用率が20.9%となっております。

次に利用促進に向けた方策でございますが、たんのわ海浜会館は地域住民のコミュニティ施設としてだけでなく、ダンス、舞踊、体操教室などのサークル活動や英会話などの講座、各種団体の会議室として、また葬儀会場としてもご利用いただいております。

利用促進に向けた方策といたしましては、平成30年に駐車場の増設、令和元年に使用料の引き下げを行うとともに、海浜会館のホームページを作成するなど、利用いただきやすい環境の整備に努めてまいりました。ただ、生活様式の変化により、近年葬儀会場としての利用が減少しており、施設利用率は伸び悩みの状況でございます。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 私の方からは、淡輪老人福祉センターの利用状況等についてご答弁をさせていただきます。

淡輪老人福祉センターは淡輪長生会に指定管理していただいております。指定管理者からの報告によりますと、令和元年度では年間開設日数269日のうち年間利用日数は169日あり、施設利用率は62.8%でした。また、令和4年度では年間開設日数の294日のうち、年間利用日数は128日あり、施設利用率は43.5%でした。

なお、淡輪老人福祉センターは和室、教養娯楽室以外の部屋も一部ございますが、利用のほとんどは和室によるものでございます。

続いて、淡輪老人福祉センターの利用促進に向けた方策についてですが、淡輪老人福祉センターでは、長生会活動、カラオケ、大正琴、卓球、「元気でまっせ体操」や喫茶、いきいきサロンなど、たくさんの方に利用していただいていると認識をしております。今後もこれまでの活動と併せて高齢者や地域住民の方々の地域活動の拠点として広く利用していただくよう、指定管理者と協力してまいります。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員の質問にお答えさせていただきます。

私の方からは、淡輪公民館、青少年センター、体育館の状況についてご説明させていただきます。

最初に淡輪公民館でございます。料理教室の利用率は、令和元年度4.9%、令和4年度は0%です。茶室は、令和元年度、令和4年度、いずれも0%です。

老人室は、令和元年度24.7%、令和4年度16.3%です。

クラブ室は、令和元年度18.1%、令和4年度12.5%です。

会議室は、令和元年度34.1%、令和4年度41%です。

講堂は、令和元年度64.8%、令和4年度64.1%です。

講義室は、令和元年度33.1%、令和4年度28.5%です。

和室Aは令和元年度41.1%、令和4年度40.7%です。和室Bは、令和元年度1%、令和4年度0.7%です。和室Cは、令和元年度25.8%、令和4年度17.6%です。和室Dは、令和元年度1.7%、令和4年度7.8%です。

続きまして青少年センターです。

青少年センターにつきましては、令和元年度以前の体育室一般開放のデータがございませんので、体育室を除いて、また年間の利用日数での記録がない代わりに年間の利用件数の記録がございますので、利用件数を開館日数で割った率にて回答いたします。

プレイルーム学習室Aの利用率は、令和元年度36.1%、令和4年度18.7%です。

学習室Bは、令和元年度4.3%、令和4年度1.3%です。

学習室Cは、令和元年度0.3%、令和4年度0%です。

学習室Dは、令和元年度15.7%、令和4年度17.1%となります。

続きまして、町民体育館の利用率ですが、令和元年度89.1%、令和4年度91.5%です。

続きまして、これらの利用促進でございますが、淡輪公民館につきましては実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する施設。青少年センターについては、基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の教養を高め、その健全な育成に資する施設。町民体育館は、町民のスポーツの推進と健康及び体力向上を促進するための施設。また、小中学校の体育館は、学校の施設を法律に基づき、社会教育等のために使用しているものでございます。

これらの施設の利用促進につきましては、各施設の目的に沿った事業の積極的な展開を図ることとで、利用促進につなげてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 先ほど私の答弁の中で、たんのわ海浜会館の令和元年度の施設利用率66.6%と答弁いたしております。正式には66.0%でございますので、おわびして訂正させていただきます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

先ほど答弁いただいた利用状況については、公民館は各部屋ごとに一日1回でも利用があればカウント、青少年センターについては各部屋ごとに利用日数を開館日数で割った割合、町民体育館は一日1回でも利用があればカウント。たんのわ海浜会館は、令和4年度のみ各部屋ごとに一日1回でも利用があればカウント。淡輪老人福祉センターは、部屋ごとではなく施設単位であり、施設内のどこか1か所でも利用があればカウントという算出方法と認識しております。

本来、正確な利用状況を把握するとなると、時間枠単位で集計するのが理想ではありますが、現状記録している集計可能なデータにて算出していただいたものかと思います。時間枠単位で集計した場合には、恐らくほとんどの利用率は大幅に下がると思われ、公民館の講堂や町民体育館以外は、決して利用率が高いという状況ではないと推測されます。実際に住民の方から、これらの施設のうち、町民体育館以外は利用が少ないという声を聞いております。また、利用促進については、十分な取り組みがなされているものとは言えないと考えます。

岬町公共施設等総合管理計画においても、公共施設の更新には多額の費用がかかるため、多くの施設がすぐに更新することは難しく、長寿命化を図りながら利用を続けることになると思われま。そのため、既存施設のまゝ利用促進を図る取り組みが必要であると考えます。

例えば、公民館や青少年センター、町民体育館は営利目的での利用が禁止されておりますが、こういった利用条件を緩和し、利用促進を図ることはできないのでしょうか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員の質問にお答えさせていただきます。

営利活動とは、金銭的な利益を実現させるための行動を指します。公共施設の多くが営利目的の利用について制限を課しているのは、誰もが利用でき、住民福祉の向上を目的としており、会社、団体、個人等の金銭的な利益になる活動、特定の営利事業への支援を禁止することにより、公平な施設利用を図ろうとする観点から制限を課していると理解しております。

このことから、公民館等の社会教育施設は、それぞれの目的に応じ、共に住民福祉に寄与する

ための施設であることから、会社や個人の利益となる営利目的での利用、その制限をなくすことについては基本的には考えてございません。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

資料5をご覧ください。

こちらは、社会教育法第23条第1項であり、よく公民館の営利目的での利用禁止を示す法的根拠と言われている条文です。しかし、この条文は公民館の利用促進の壁となっており、その解釈について多くの問い合わせがあったことから、平成30年12月21日に文部科学省より事務連絡の通知が出されました。これを受けて、多様化する住民活動に対応できるように公民館の使用の基準の見直しや、具体化を行っている自治体もあります。

資料6をご覧ください。

ほかにも、公民館ではありませんが、大東市では令和3年に条例改正を行い、生涯学習ルームの営利目的の使用を可能としました。

資料7をご覧ください。

また、こちらは佐世保市の例ですが、公民館をコミュニティセンターという位置づけに変更して社会教育法の適用除外とすることで、より幅広い活動に対応できるようにし、利用促進を図っています。公民館のコミュニティセンター化と言われるもので、佐世保市以外にも多くの自治体で行われています。

このように、時代とともに変化する住民ニーズや多様化する住民活動に対し、幅広い人たちに利用してもらえるように、多くの自治体が様々な方法で利用促進に取り組んでいます。岬町でも、現在のルールに縛られず、ルールを変えてでも利用促進に取り組むべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員の質問にお答えさせていただきます。

議員お示しの平成30年12月に発出された解釈通知は、従前より通知の発出によって周知されていたところでございますが、国において近年問い合わせが数多く寄せられていることに鑑み、その解釈について改めて示されたものでございます。

近年、公民館利用団体等の利用を優先した上で、営利団体等による利用を一部可能としている自治体があることは把握しており、施設利用が営利目的の場合は窓口で聞き取りやアンケートにより確認している団体もあることなどから、内容によってケース・バイ・ケースで判断している

ものと推察されます。

このことから、営利目的の利用については情報収集や調査研究を進め、住民の理解も含め慎重な議論が求められると考えてございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

今回はあくまでも一例として、営利目的の利用についてお聞きしましたが、ほかにも様々な制約により制限されている住民活動がたくさんあると思います。公共施設は、住民に利用してもらわなければ意味がありません。今後、公共施設の更新や統廃合など適正化を進める上でも、きちんと住民ニーズを把握し、ハードやソフトといった機能面だけではなく、条例などのルールにおいても、幅広い人たちの幅広いたくさんの人たちに利用してもらえるような場所になるよう要望し、この件についての質問を終わりたいと思います。

最後に三つ目の質問です。

三つ目は、ブルーインパルス招致による大阪関西万博の機運醸成についてです。

資料8をご覧ください

6月議会において、奥野議員の一般質問でも要望がありましたが、ブルーインパルスを大阪の空に招致しようというプロジェクトが、関西航空少年団という団体の子どもたちが主体となって進められています。関西航空少年団は、関西国際空港対岸地域を活動拠点として航空体験やフィールドワーク、奉仕活動を通して人格形成を図る団体で、コロナ禍に突入した2020年に航空業界や地域にエールを届けようと、様々なプロジェクトを展開しています。

その一環として、ブルーインパルスを招致するブループロジェクトなるプロジェクトを、団員たちが発足した「チームドリーマーズ」というプロジェクトチームを中心として、迅速的かつ集中的に進められています。

このプロジェクトは、関西航空少年団所属の中学生の女子団員が、泉佐野市議会主催で、2019年8月に開催された第3回みらい泉佐野こども議会で、関空の認知度を向上させるために航空祭を開催し、ブルーインパルスを呼ぶことはできないでしょうかと提言したことに端を発し、コロナ禍で戦う医療従事者、苦しむ人々、そして閉塞感漂う社会にエールを届ける目的で進められてきました。

また、関西国際空港の開港30周年である2024年9月の開港月間に、開港30周年と関空復活の双方を祝福する起爆的なイベントを開催することで、空港対岸地域と関空が一体となって、共存共栄の機運の醸成が図れる。さらには翌年の2025年に控えた大阪関西万博の機運の醸成

にもつなげることができるため、このタイミングでのブルーインパルス展示飛行を招致したいという考えも大いに賛同できるものでした。さらに、子どもたちが指導したこのプロジェクトは、今年度発足したこども家庭庁の方針にも大いに合致しています。

私が所属する堺市以南の9市4町の保守系議員で組織される南大阪振興促進議員連盟でも、連盟の活動趣旨に合致することから、この子どもたちの夢の実現に向けて全力で応援したいと考え、令和4年度そして令和5年度と要望書に盛り込み、政府と大阪府に要望活動を行ってまいりました。昨年度は、防衛省から事務的な答弁でしたが、今年度は「ご期待に沿えるよう検討させていただきたい。」という非常に前向きな答弁をいただきました。それは、関西航空少年団の子どもたちの活動の熱量、そして私たち南大阪振興促進議員連盟の要望が防衛省まで届いていることが大きな理由であると申し上げられていました。

そして8月9日には、子どもたちが田代町長を表敬訪問され、これまでの活動報告やブルーインパルス招致への協力や、展示飛行が実現した際の独自イベント実施について要望されました。奥野議員、松尾議員、私も同席させていただきました。田代町長も川端室長も、あの子どもたちの力強く真っすぐな思いを感じることができたと思います。

私は後日、もっと子どもたちのブループロジェクトを、ブルーインパルス招致の思いを直接聞きたいと思い、子どもたちに会ってきました。突然のお願いにも関わらず、5名もの子どもたちが時間を作り、会って話をしてくれました。

事の発端である第3回みらい泉佐野こども議会のブルーインパルス招致は正直難しいかなと思いつきながら、駄目もとで提案したものであり、結果は案の定、多くの課題があり実現は難しいと一蹴され、一度は諦めた夢だったということです。それが、2020年5月のコロナ禍での医療従事者に感謝と敬意を表すために実施された東京上空でのブルーインパルス飛行をきっかけに、わずかな望みをかけて河野大臣に一通の手紙を送ったことで動き出しました。そして、それからおよそ2年間、奇跡的な出会いやチャンスをつかみ、夢の実現に向けてたくさんの人たちに支えられ、応援してもらいながら一生懸命頑張ってきました。

航空幕僚長や自治体の首長への要望活動、イベントでの広報活動など、休む間もなく走り続けています。当初は、それでも現実的には難しいのではという半信半疑な気持ちだったとのこと。それが今は本当に実現できるかもしれないという気持ちになっていると言っていました。

子どもたちは、この2年間の中で、活動の中で、ブルーインパルス飛行を見ることができ、本当に純粋に感動したと言っていました。そして、この感動はきっと見る人全てを感動させてくれると確信していると言っていました。

また子どもたちは、同じ子どもたち、そして大人、高齢者の方まで、全ての人に諦めなければ夢はかなうということを伝えたいと言っていました。しかし、それを本当に自信を持って伝えるには、この自分たちの夢を実現させる必要があるとも言っていました。子どもたちが夢を持ち、その思いを伝え、諦めずに行動し続け、そしてその夢の実現まであと一歩までできています。この子どもたちの夢の実現は、多くの子どもたちに夢と勇気を、そして全ての人に感動と希望を与えてくれると思います。我々はそれを応援すべきだと思います。

そこでお伺いします。ブルーインパルスを招致するためには公共性、ストーリー性、集客性、広報効果があるイベントを実施しなければなりません。現在、「みんなの航空祭」なるイベントの開催に向けて、泉佐野市の民間団体関西航空少年団の発足した「チームドリーマーズ」に合流する実行委員会方式で組織され始めているそうであり、イベント主体や後援団体が確定すれば、2024年1月31日までに防衛省大阪地方協力本部に、ブルーインパルス展示飛行の要望書を提出する流れとなるそうです。当該イベントは、泉佐野市に限らず、広範囲にわたる空港対岸地帯で開催されるイベントに、「みんなの航空祭」なる名称を冠することで、南大阪一帯での同時的なイベント開催を目指し、沿岸部でのブルーインパルス編隊飛行も企画しているそうです。

この流れが滞りなく進められ、2024年4月の防衛省による発表で、めでたく要望どおりにブルーインパルスの展示飛行が実現することになったことを想定した場合、岬町としても、そのインパクトを最大限吸収できる準備を進めるべきだと考えます。また、大阪全体の持続可能な繁栄を実現するためにも、大阪関西万博成功の機運醸成を図るブルーインパルスの展示飛行の実施に向けて最大限の支援を行うべきであると考えます。

そこで、岬町としては、子どもたちの夢であるブルーインパルス展示飛行の招致について、どのようにお考えでしょうか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 谷地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ブルーインパルスの展示飛行招致につきましては、ほぼ谷地議員の方からもう既にご説明をいただいたので、私の方から言うことがほぼなくなっておるところですが、本年6月に奥野議員からの一般質問においてご回答させていただいたとおり、令和元年8月に開催された第1回みらい泉佐野こども議会において、当時中学2年生の女子生徒がブルーインパルスを大阪関西万博に来てもらい、りんくうタウンの空を舞うところが見てみたいとの発言から、ブループロジェクトとして招致活動がスタートしております。本年8月9日には、この女子生徒を含む5名の関西航空少年団の皆さんが田代町長を表敬訪問され、これまでの招致に係る活動報告などを熱心に話され

る姿に、町長は感銘を受けたところです。本町としまして、この女子生徒の夢を応援していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

一点、泉佐野こども議会、これは第1回ではなく第3回のみらい泉佐野こども議会になります。

答弁としては、岬町としても子どもたちの夢を応援したいとの考え、子どもたちの思いがしっかりと届いているようで安心しました。ぜひとも、引き続き全力で応援をよろしくお願いします。

また、6月議会にて奥野議員からも要望がありましたが、ブルーインパルス展示飛行が実現された際の町独自のイベント実施については、どのようなお考えでしょうか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 谷地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ブルーインパルスの招致につきましては来年1月頃に申請を行い、4月頃には結果が出ると聞いております。招致がかなえば、本町としまして町独自事業の実施の検討も含め、泉州の市町と連携していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 前向きな答弁ありがとうございます。

招致がかなった際には、町独自イベント実施の検討も含め、泉州の市町と連携したい考えとのこと、前向きな答弁ありがとうございます。ぜひとも招致がかなった際には、岬町住民だけではなく町外からも多くの人が訪れ、泉州地域、さらには大阪全体が一つになって盛り上がるような、そんなすばらしいイベントの実施をお願いしたいと思います。

次に、大阪関西万博開会式におけるブルーインパルス府内全域飛行実現において、お伺いします。

現在、開催時期が危ぶまれている大阪関西万博が、予定どおり2025年4月13日に開会されたと想定して、現在、ブルーインパルスの展示飛行が検討されていると伺っております。我々としては、万博インパクトを大阪府内全域で共有し、さらなる経済効果を創出すべきであると考え、2022年に愛知県政150周年記念で実現した愛知県全域飛行と同じく、大阪府でも山岳部と沿岸部を含めた全域飛行を実現していただきたく、政府と大阪府に要望させていただいております。そこで、大阪関西万博開催時のブルーインパルスを展示飛行招致について、岬町としてはどのようなお考えでしょうか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 谷地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大阪関西万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、未来社会の実験場をコンセプトに、2025年4月13日から10月13日までの間、大阪市の夢洲で開催され、期間中の来場者数は約2,820万人を想定するなど、大阪はもとより日本の魅力を世界に発信できる一大イベントとなっております。

関西航空少年団では、この大阪関西万博の開会に合わせ、ブルーインパルス展示飛行についても招致活動を行っていると考えております。大阪府内全域での飛行となりますと、過密状態にある大阪湾上空はもとより陸上ルートの飛行も必要となることから、課題も多いと思われませんが、本町としまして、地元大阪で開催される大阪関西万博ですので、大阪府内の他の市町村と連携し、万博開催時のブルーインパルス展示飛行につきましても応援していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

大阪関西万博開催時のブルーインパルス展示飛行招致についても応援していきたいとの考え、こちらについても前向きな回答ありがとうございます。

ぜひとも子どもたちを夢の実現に向けて、引き続き全力で応援していただくよう要望し、この件についての質問を終わりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は11時5分ということで、よろしくお願いします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。ただいま発言の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

まず1点目の、自転車の利用者の安全確保のためについて質問をいたします。

改正道路交通法の施行により2023年4月1日以降、全ての自転車利用者を対象に、ヘルメットの着用が努力義務となったこと、これを受けて質問するものです。

今年の4月1日に法改正があつて、自転車利用する人にヘルメットの着用義務が生じたということですね。それまではどうだったのかと、それまでは13歳未満の子どもを自転車に乗せる場合は、ヘルメットを着用すると。13歳の子ども、13歳未満の子どもにだけヘルメットの着用努力義務があつたと。それが今年4月の改正からは、年齢を問わず全ての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務が課せられたというものです。

そこでお聞きしますが、これまでどれだけの自転車事故が発生しているのか。過去3年間における岬町内の自転車事故の発生件数はどうなっているのか、答弁を求めます。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 坂原議員のご質問にお答えします。

大阪府警の公開資料、大阪の交通白書によりますと、本町における令和2年から4年までの3年間の交通事故の発生件数は、令和2年の1年間では16件、うち自転車事故につきましては4件です。令和3年では交通事故発生件数は22件、うち自転車事故につきましては5件です。令和4年では、交通事故発生件数は26件、うち自転車事故につきましては4件となっております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 過去3年間に岬町内で発生した自転車事故の件数をお聞きしました。

令和2年では、自転車事故は4件、令和3年は5件、令和4年は4件、岬町内で自転車の事故があつたというものです。ここ3年のうちには、年間で4件から5件の自転車事故が発生しているということでした。

では、もう少し範囲を広げて大阪府下における自転車事故の発生状況及び、分かればヘルメットの着用状況はどうであったのか、答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 坂原議員のご質問にお答えします。

大阪府交通対策協議会作成の資料によりますと、平成30年から令和4年までの過去5年間の交通事故死傷者数のうち、自転車乗用中における交通事故の死傷者数の割合は全国平均が17.1%に対し、大阪府は28.1%と1割以上高く、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は0.32で、着用していた方0.15に比べ、約2.1倍高くなっております。

また、平成30年から令和4年までの過去5年間の大阪府内の交通事故死者数682人のうち、

自転車乗用中の交通事故による死者は約22%を占めており、うち約64%が頭部を負傷しており、ヘルメットによって頭部を守ることが重要視されております。なお、市町村ごとの自転車乗用中の交通事故発生状況及びヘルメットの着用状況は、明記されておられません。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 大阪府の自転車利用中の事故の状況をお聞きました。それによると、自転車利用中の事故の死傷者の割合は、大阪は全国平均より1割以上高いと。それからヘルメットを着用していなかった人の致死率は、ヘルメットを着用していた人に比べて2.1倍高くなっているという説明がありました。

私がほかでもデータを調べたのですが、そこでもやはり同じような傾向のデータが出ていました。平成30年から令和4年、これは愛知県警察の調べですが、自転車乗車中に発生した死亡事故のうち、約7割が頭部の損傷によるもの。先ほどの答弁では、大阪府警の調べでは64%が頭部の負傷とありましたね。ここでは7割が頭部の負傷となっています。ヘルメットを着用していなかった人の致死率は、つけていた人と比べると、その数は約2.2倍となっていました。愛知県警察の調べです。

また警視庁の調査、警視庁これは東京ですね。警視庁の調査では、ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用者の約2.3倍というデータがあると。2.1、2.2、2.3倍、まあ大体ほぼ一緒ですね。これは、いかにヘルメットによる頭部の保護が重要かということが分かります。ヘルメットを着用して頭部を保護することは、被害を軽減するためにとっても効果的であるということが、はっきりとこのデータにより証明されています。

このような状況から、自転車乗車時のヘルメットの着用を促進するため、本町において自転車用ヘルメットの購入費助成制度を導入してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 坂原議員のご質問にお答えします。

本年4月1日に改正道路交通法が施行され、年齢を問わず自転車に乗車するときは、自転車用ヘルメットの着用が努力義務となったことから、本町も含め他市町村におきましても、自転車用ヘルメットの購入助成制度についての検討を進めているところです。他市町村の先進事例の調査・研究を行ってまいります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この法律改正が今年の4月1日ということですから、まだ時間が経っていないですね。そういう意味でも、他市町村でも今検討中の最中だというふうになると思います。

また以前から、このヘルメットの購入費助成制度を導入しているところも一部ありますが、これは年齢制限があつて、7歳から18歳以下の子どもあるいは65歳以上の高齢者、年齢で制限しているんですね。今回も全年齢対象にということなので、今から検討が始まるのだらうと思います。

今年4月1日の道路交通法改正を契機に、全ての自転車利用者の安全確保のため、しっかり調査・研究を進めて、ぜひ導入されるように求めておきます。

ただいまは担当者の答弁でありました。担当者からは調査・研究を進めるという答弁でございました。ただこれはヘルメットの購入費の助成をするということですので、費用がかかりますね。予算がかかりますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員さんの質問に対して、お答えさせていただきます。

内容については、先ほど担当の方から説明のあったとおり、しっかりと調査研究をやっていくという回答でしたのでそれには間違いはないんですけども、それと補助金制度の問題もありますし、そういったことも含めて、財政部局と十分協議をした上で、前向きにこれを導入してまいりたいなど、このように思っております。

特に最近は大小にかかわらず車の事故また単車の事故、自転車の事故等が多発しておりますので、人命に関わる問題ですので、特に導入に向けての検討をしてみたいと思っております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 はい、前向きな答弁でしたので、ぜひよろしくお願いいたします。

この自転車の関連でもう一つ質問がございます。それは去年、令和4年9月、9月議会にこの場で私が一般質問した内容についての確認です。

そのときの質問内容は、観光振興と住民の健康増進を図るため、サイクリング人口増加に向けてサイクリング時の交通安全対策として、またサイクリングへの意識啓発のために、自転車に取り付ける反射板やシールライトなどを無料配布してはどうかと、提案をさせていただきました。そのときのご質問に対する答弁は、サイクリストの方々や本町住民に対し、安心安全に自転車を利用していただくために、交通安全対策グッズを無料配布することは、交通安全対策として有効であると考えております。また夜間の自転車は、自動車のドライバーから見えにくく、特に日没前後、1時間の薄暮の時間帯は周囲の視界が徐々に悪くなり大変危険であることから、反射材用品の活用が重要であると考えております。これにより、自転車を利用される方の安全確保はもとより自動車のドライバーの安心にもつながることから、反射材用品などの安全対策グッズの無料

配布について検討してまいりたいと考えておりますというものでした。

その後の進捗状況をお聞かせください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 坂原議員のご質問にお答えします。

サイクリストの方々や本町住民に対しまして、安心安全に自転車を利用していただくために、交通安全対策グッズを無料配布することは交通安全対策として有効であるとのことから、本年度は反射タイプの交通安全対策用品として、反射材を500個購入しております。配布につきましては、生活環境課窓口を初め深日港観光案内所、健康ふれあいセンターなどの出先機関に配布したいと考えております。

また、周知につきましては、「岬だより」11月号やホームページなどにより、周知する予定でございます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 はい、分かりました。しっかり準備をしていただいていることを確認しました。

あとは、岬町住民と本町を訪れるサイクリストたちに広く周知することを求めて、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

国民健康保険料の支払い方法についてであります。

まず、国民健康保険料の支払い方法について現状はどのようになっていますか、お答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えをいたします。

現在、本町の国民健康保険の保険料のお支払い方法につきましては、特別徴収と普通徴収の2種類がございます。

特別徴収といいますのは、いわゆる年金天引きのことでございまして、年金受給者のうち一定の条件が当てはまる方について適用をされます。

次に普通徴収とは、保険料を本算定以降の月割りでお支払いをいただく方法でございまして、普通徴収におきましては口座振替でお支払いをいただく方法と、納付書を用いてお支払いいただく方法がございます。なお、納付書を用いてお支払いいただく方法につきましては、金融機関の窓口で納付書お待ちいただいておりますお支払いいただく方法のほかにも、コンビニエンスストアでお支払いをいただく方法、いわゆるコンビニでの収納ということになります。それ以外にもスマート

フォンによる請求書払い、いわゆるスマホ決済と言われるものでございますが、こちらでのお支払いも可能としております。ただしこのうちコンビニでのお支払いとスマホ決済におきましては、一度にお支払いをしていただける金額が30万円と上限が決まっていることや、スマホ決済におきましては、利用されるアプリとかによってポイントの付与条件とか、あと還付率の条件とかが違うというふうにお伺いしております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 国民健康保険料の支払い方法を説明いただきました。

ちょっと整理してみます。まず大きく分けて特別徴収と普通徴収というのがあると。その特別徴収というのは、年金をもらっている人、この人たちがその年金が入っている口座から自動で引き落とされると、これが特別徴収ですね。そのほか普通徴収ですが、この普通徴収とは今、本算定以降の月割りで支払うとありました。本算定以降の月割りとは、これは専門用語みたいで少し分かりにくいのですが、私なりに理解する範囲で言い替えてみたいと思います。

まず本算定以降の月割りの本算定とは何のことかですが、これは国保の保険料は前の年の収入などに基づいて計算されて決定すると、それで収入が確定する6月、収入が確定するのが6月になると、それで、その本算定以降というのが6月のことだと考えていいですかね。以降の月割り、月割りというのは毎月ということですね。月割りで払うと。国保のこの年度の一年間の保険料が決定するのが6月であると。そして役場の会計は年度で区切られますから、6月から支払うとして、翌年の3月までですよ、役場の会計は4月から3月ですから。ということで、6月から3月まで、回数は全部で10回、10回月割りで払うということですね。これが普通徴収だと。

また支払い方法も幾つかあって、これは毎月の支払い方法ですが、まず金融機関の口座振替をします。それか送られてきた納付書を使って納付すると、その場合は金融機関の窓口へ持って行って支払う、あるいはコンビニの窓口で支払うという方法があると。そのほかにも金融機関やコンビニの窓口に行かなくても、家にいてもどこでもスマホで納付書の二次元バーコードを読み取って支払うなどの方法があると、ただしコンビニやスマホの場合は上限が30万円、それを超える支払いはできないということでした。

大体こんな内容でいいですかね。

それで私は何を言いたいかというと、今この月割りというのがありましたけれども、月割りではなくて一括で支払うことはできないかということです。毎月支払うよりも一括で支払いたいという住民からの相談を受けたからです。確かに国民健康保険料の納付書には10回分を一括で払う一括支払い用の1枚の納付書ですね、それが同封されていません。10回に分けてですから、

10回分の毎月の納付書があるのですが、一括で払うというその1枚の納付書がないんですね。固定資産税あるいは町府民税には一括支払い用の納付書があります。また国民年金にもあります。この国保の保険料だけないんですね。こういうまとめて一括で支払いたいという住民がおられるのですから、その一括で支払うという選択肢も加えていただきたいというのが、私の質問の趣旨です。その点はいかがでしょう。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事　坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、本町におきましては以前より普通徴収におきましては、先ほど議員がご説明いただいたとおり、毎月月末を納期といたしまして、月割りでお支払いをいただく方法を取っております。一括での納付につきましては、現在全ての納付書を用いていただくことで、一括での納付が可能となりますので、この方法を用いてお支払いをお願いしているところでございます。

○竹原伸晃議長　坂原正勝君。

○坂原正勝議員　今、10回分の納付書が届いているから、その10回分の納付書をもって支払うことができるということでした。

一つね、これその10回分、10枚の納付書を金融機関の窓口を持って行って一度に支払う。それかスマホで10枚分を全部読み取って支払うということですかね。それでいいですかね。
はい、分かりました。

今、岬町でも行政のデジタル化に取り組んでおります。これは住民の利便性向上のための取り組みだと聞いています。また職員にとっても作業効率がよくなるというメリットがあります。役場庁舎内でも、申請書など住民が記入しなくてもよい書かない窓口、申請書を住民が書かない、書かなくてもよいという書かない窓口、さらにマイナンバーカードを利用すれば役場に行かなくてもよい、行かない窓口を目指しているというふうに聞いております。

私が相談を受けた住民は、今回スマホで10枚の納付書を1枚1枚読み取って支払ったそうです。バーコードを読み取って、同じ作業を10回繰り返すのが大変面倒だったということでした。しかもスマホですので画面が小さいですね。ちょっと当たると、また一からやり直ししないといけないと、もう大変面倒だったということをお聞きしました。

そこでお聞きしますが、一括支払い用の納付書、それを発行することはできないでしょうか、答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事　坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、国民健康保険制度におきましては、平成30年度の制度改正以降、各都道府県で運営方針を策定し、これに基づいて事業実施をしているところで、大阪府におきましても運営方針を定めておりまして、こちら保険料に係る事務上の運用につきましては統一基準を定めております。この内容につきましては仮算定なしの6月本算定、納期は10回と定めており、これに基づいて本町も現在月割りでのお支払いをお願いしているところです。

しかしながら今回ご質問をいただきまして、被保険者の利便性を図るという観点から、一括納付用の納付書について運用できるかどうかというのを本町のシステム業者の方に確認をしてみましたところ、現在使用しているシステムにおきましては、第1期の納期限内、6月末の納期になりますが、こちらの期限内であれば個別で作成することはシステム上可能ということでございました。ただし現在、本町におきましてはこちらの運用はしていないことから、実際に使用するとしますと、発行したものが収納業務において正しく使用ができるかどうかというのを確認した上で、運用する必要があると考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今その国保の事務は大阪府が1本で、もう共通で行っているということですね、各市町村ばらばらではなくて、大阪府統一のそのシステムというのですか、それで今、事務の取り扱いを標準のものがあって、それで今行っているということですね。それなので、それではその一括というのがないと、だけれど個別に対応することができるということでしたね。

個別には一括の納付書は発行できるという話でした。その場合、その一括支払い用の納付書の発行というのは、いつごろから運用されるのかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど述べましたように、本町のシステム上、個別の作成であれば可能ということになりますので、収納業務において正しく使用で、使用可能であることを確認した上で、またするとなりますと被保険者の皆様に周知をする必要がございます。です所以对応時期につきましては、第1期の納期限内でなければならないと考えますところから、早ければ来年の本算定の保険料額決定時に対応できればと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 来年の本算定確定以降ということでした、ということは6月になるのですが、6月の例えば仮に月初めに通知を送ったとしても、少し日数がかかるので、まあまあ6月上旬あるいは中旬に住民の家に通知が届くと。それから第1期の納付期限内、6月の月末までですね、

ちょっと日数が少ないかなと思うので、その運用ができるよと確認できたときですね、その6月のその本算定以降、待たずにその先にこんなのができますよというのをね、何かの方法で通知してあげてほしいと思うのですけれども。その辺またよろしく願いしておきます。運用確定すれば、速やかに広く周知してください。

以上でこの質問を終わります。

次、最後の質問です。これは認知症高齢者の見守りについて。ここでは特に認知症による徘徊について質問をいたします。

警視庁の発表によりますと、一年間で約1万7,000人が徘徊による行方不明者として保護されていますということです。これは認知症高齢者の増加に伴い、行方不明者は年々増加していると。今では、子どもの迷子よりも認知症行方不明者の方が多いということだそうです。

また別のデータでは、桜美林大学老年学総合研究所というところがあり、そこの調査によりますと、認知症による徘徊は止めることが難しく、事故やけがなどの危険がある。行方不明となった場合、99.3%の人は1週間以内に保護されるなどして所在が明らかになることが分かっています。99.3%の人、1週間以内に保護されているんですね。その一方で、行方不明から5日間経過してしまうと生存率はゼロ%となり、早期発見が極めて重要であると示されています。5日経過したら、生存率ゼロ%だということですね。厳しいデータが出ていますけれども。また生存していても、自宅から遠く離れた場所で保護された場合、保護されても認知症があるため自分の名前や住所を言えなくて、認知症の徘徊している高齢者ではなくて、もう単に身元不明者として扱われるケースもあるそうです。また踏切事故や交通事故に合う例、また徒歩ではなく自転車や自動車で出かけて、他人を巻き込んでしまう事故を起こすということもありますというのが、桜美林大学の調査で結果として出ております。

そこでお聞きするのですが、認知症による徘徊行為は命に及ぶ大変危険な行為であるということが今のデータで分かります。では、岬町での認知症高齢者の行方不明事案、岬町で行方不明になる、そういう発生件数はどうなっていますでしょうか、答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えをさせていただきます。

令和4年度において、警察署からの情報提供により本町が把握しました行方不明事案は4件ございましたが、警察の捜索によって保護され、また岬町徘徊高齢者等SOSネットワークによる協力や、防災行政無線による情報提供の呼びかけにより、発見と保護につながりました。

○竹原伸晃議長　坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町において、去年一年間で認知症高齢者の行方不明の発生件数ですね、去年は4件ということでした。4件の発生があったが警察に発見された、また徘徊高齢者SOSネットワークによって保護されたとありました。その徘徊高齢者SOSネットワークというそれはどういうものでしょうか、説明をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

岬町徘徊高齢者等SOSネットワークは、岬町内の医療・介護の事業所や商店など協力団体として登録をしていただき、高齢者の方が行方不明になったとき、捜索に協力して早期に発見、保護するための仕組みを構築しているネットワークのことでございます。令和5年8月末現在で、協力団体は54の事業所がございします。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 行方不明の高齢者の捜索、あるいは早期発見に協力してくれる町内の協力団体ですね、それが現在は54団体あるということでした。そういうネットワークといいますか、行方不明者が出たときにそういう早期発見につながる、まあそういう仕組みがあるということですね。そういう団体があると。

そのほかには、岬町として行方不明の方の早期発見のため、何かほかに取り組みはございしますか、答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

認知症等による徘徊を原因として行方不明になっても、できる限り速やかに発見されるよう、事前に住所、氏名、緊急連絡先や特徴などの必要な情報を、本町担当課において登録を行っております。なお、現在登録者数は26人おられます。

また、泉佐野市以南の3市3町では、24時間体制で業務を行う泉州南広域消防本部にご協力いただくことで、各市町の役所が閉まっている土日・祝日・夜間等でも行方不明者情報を協力団体へ提供していただくことが可能となっておりますが、本町では行方不明者の家族からの希望により、防災行政無線による住民への呼びかけを行うため、土日・祝日・夜間等でも職員が対応できるよう努めているところでございます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 町としてのその早期発見に対する取り組みですね、幾つか紹介していただきました。

行方不明者の早期発見のために有力なツールとして、見守りシールみたいなものがあると聞いています。このシールというのは、番号が書かれたシールや、またQRコード付のそういうシールがあると聞いていますが、それはどのようなものかお答えください。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　お答えをさせていただきます。

現在、岬町では事前登録された方に、つえや靴などふだんから身につけることが多いものに、それぞれ固有の番号を印字したシールを貼るようお願いをしております。そのシールの番号を確認いただくことで、担当課で管理しています事前登録された情報と照合し、行方不明になった場合の個人の特定につなげることができる仕組みとなっております。現在ではQRコード付の見守りシールがあり、そのQRコードをスマートフォンで読み取ると、メールが事前に登録のある関係機関やご家族の方に自動送信されるようになっており、早期発見につながる仕組みを導入している自治体がございます。

本町の事前登録による徘徊高齢者等の早期発見につなげるSOSネットワーク事業は平成25年から開始しておりますが、この間、様々なツールが開発されているところで、先ほどのようなQRコード見守りシールの活用についても、行方不明者の早期発見につながる有効なツールであると考えております。

○竹原伸晃議長　坂原正勝君。

○坂原正勝議員　今、岬町でその番号のついたシールを配付していると。でもそれは番号を見て、また一旦それを役所に届けないといけないわけやね。そこは役場で番号を言って確認してもらって、連絡が行くと。役場が閉まっていたらだめですしね、これだったらね。また時間的な要素もあるし、だったらこのQRコードというのは、かざしたらすぐに連絡先が分かる、またそのメールか何かですぐにもう連絡がつくということですよ、これは非常にいいと思いますね。他市町でも、このQRコード付のシールというのが進んでいるとお聞きしました。

総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、これは人口はどのように増えるか減るかという調査ですけれども、岬町の2020年の総人口に占める65歳以上の割合、高齢化率ですね、2020年、3年前ですが41%、全ての人口に占める65歳以上の割合ですね、既に4割を超えています。これは全国平均よりも12.3ポイント高いです。全国平均はね、高齢化率28.7%だそうです。岬町は41%となっています。

今後、高齢化率は2045年までに13.9ポイント上昇し、54.9%に達すると。2045年になれば、岬町では高齢化率が54.9%になるだろうと。これは大体10人に5人が高齢

者、もう半分ですね、になると見込まれるというデータがあります。高齢化率が非常に高い岬町ですので、今のこのQRコードですね、そういう対策は非常にもう深刻で、また喫緊の課題であると思います。高齢者やその家族が安心して暮らせる町となる、その対策を今後もより一層強く対策していただくこと求めて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

次に、早川 良君。

○早川 良議員 指名をいただきました、早川 良でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

今回私の一般質問は、災害時の避難所へのペット同行避難、同伴避難についてでございます。現在、日本ではペットの数が15歳未満の子どもの数よりも多くなりました。子どものいる家庭よりペットを飼育している家庭の方が多くなり、単なるペットという位置づけを超えて、家族や友人の一員であるとの意識が一般的になり、ペットとともに避難できないために自宅や車内にとどまり危険にさらされたり、自宅に置いてきたペットのために家に戻った飼い主が二次災害にあったりするケースが過去の震災でありました。災害時には、何よりもまず人命が優先ですが、ペットと同行避難をすることは動物愛護の観点のみならず、飼い主である人の命を守るためであり、さらに放浪動物による人への危害防止、公衆衛生の観点からも重要であると考えます。

そこで岬町においてペット同行避難の現状はどうか。また、過去に避難所にペットとともに避難された方がいたのか。また要望等はなかったのかお伺いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 早川議員のご質問についてお答えさせていただきます。

令和3年度から本年8月までの災害発生時に作成いたしました災害状況記録報告簿を確認しましたが、一般指定避難所へのペット同行避難の可否についてのお問い合わせや、実際にペット同行で避難された方についての記録はありませんでした。しかしながら、潜在的にペット同行避難を望まれる住民の方がいらっしゃるかと考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 岬町においては、過去にペットと避難された方、また問い合わせの記録はないのですが、先ほど管理監がおっしゃっていたとおり、潜在的にペット同行避難を望まれる住民の方は、私はかなり多いと認識しています。

岬町において、生活環境課に届け出のあった犬の飼育頭数は、令和4年度末で1,029頭、

そこに猫、その他のペットを考えると、かなりの世帯の方がペットとともに生活されていると推定されます。

町内のイベントでお会いする方にも、よく災害があったとき、ペットと一緒に避難所に行けるように何とかしてほしいという声をいただきます。国の防災基本計画が修正され、市町村の努力義務として指定避難場所における家庭動物のための避難スペースの確保、また地元獣医師会や動物取扱業者との連携が加えられています。

そこで、現在本町のペット同行避難に対する考え、また今後の取り組み、方向性についてお伺いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 早川議員のご質問についてお答えさせていただきます。

災害時のペットへの対応は、飼い主自身の自助が基本となっております。よって飼い主は、ご自身はもちろんのこと、ペットの安全確保についても行う必要があると考えております。しかしながら、先ほど議員のご指摘のありましたように、過去の災害では一旦避難した飼い主が、置いてきたペットが心配になり自宅に戻り災害に巻き込まれる事例や、発生時に同行避難等ができないことから、やむを得ず飼っているペットを外に放したことで野生化、繁殖し、従来の生態系や復旧時に様々な支障を来す事例などがありました。

これらのことから、本町におきましても飼い主自身の安全確保は大前提の上で、少しでもトラブル等を軽減するためには、ペットとの同行避難は必要と考えます。つきましては、住民が安心して一般指定避難所へ避難できるように、同行避難を受け入れる方向で取り組みたいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 ありがとうございます。先ほど管理監から、住民が安心して一般指定避難所へ避難できるように、ペット同行避難を受け入れる方向で取り組みたいとの回答をいただきました。

いつ起こるか分からない東南海地震等の発生、今までに経験のない被災者が避難所に詰めかける事態が想定されます。そのときになり、ペットの避難対策が未設定のままでは、避難所対応に当たっていただく職員の皆様にも大変ご苦勞をおかけすることになりかねません。

本町は今年度、地域防災計画の見直しの年であります。ペット同行避難マニュアルを早期に策定し、明記いただけるよう強く要望いたします。

また、ペット同行避難を円滑に進めるには、自助はもちろん共助、動物を飼われていない方たちの理解も必要になってきます。私の家族のように、動物アレルギーの方への対応なども考えね

ばなりません。そこで、他の避難者への周知についてどのように考えているかお伺いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 早川議員の質問にお答えいたします。

先ほど、ペットの同行避難を受け入れる方向で取り組みたいとの考えを申し上げましたが、避難所では先ほど早川議員のご家族のお話もございましたが、動物が苦手な方や動物にアレルギーを持っている方との共同生活を送ることになるため、ペットとの避難所生活につきましては、ルールを決めることが重要であると認識しております。よって、ペット同行避難の受け入れに際しましては、避難所運営マニュアルの整備にも取り組みます。また、被災者が避難所の同室内でペット飼養管理する、ペットのお世話をすることですね、飼養管理する同伴避難につきましては、動物アレルギーへの対応等を考え、避難スペースの確保などの課題についても検討してまいりたいと考えております。

そしてこの実施に当たりましては、町の広報紙やホームページ等を利用した周知の方を想定しております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 ぜひとも、避難所運営マニュアルを含めたペット同行避難マニュアルの早期の整備をよろしくお願いします。

先ほど危機管理監が、ペット同伴避難いわゆるペットとともに同じ空間で避難所生活ができる避難所についても検討していただけると回答いただきました。ペット同行避難では、ペットスペースは基本的に屋外になり、雨天時のために屋根のある駐輪など駐輪場などが最も利用されています。しかしながら、大きな水害が発生した場合は、屋外のペットスペースでは対応困難になり、また近年の気候は厳しく、今年の夏も大変暑かったように屋外でのペットの体調管理が課題であり、2018年の西日本豪雨以降、自治体によるペット同伴避難も増えつつあります。

本町においても、将来的にはペット同伴避難可の避難所を設ける必要があるのではないかと考えます。しかし、多くの被災地を経験した私は、大規模災害では最初安置所などの施設に使用できる屋内施設などの確保をしていくことが、もう十分必要ということは理解しております。利用可能な施設が少ない岬町においては、ハードルの高い課題ではありますが、創意工夫してもらい住民に寄り添った、より一層寄り添った避難所運営を目指してもらうことを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○竹原伸晃議長 早川 良君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は13時00分とします。よろしくお願いいたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を行います。

次は松尾議員の順番でございますが、午前中にも言いましたが、議員の皆様及び理事者の皆様には資料をメールにてあらかじめ配付させてもらっています。傍聴者の皆様には、資料を紙ベースで配付させていただくのと同時に、モニターにて表示させていただいておりますので、ご参考にしてください。

それでは、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。それでは、私の一般質問を始めたいと思います。

まずは岬町が表明しております「岬町プラスチックごみゼロ宣言」と「岬町ゼロカーボンシティへの挑戦」について、現状はどうか、そして今後はどうしていくのかというのを検証してまいりたいと思っております。

岬町では、令和元年5月27日に「岬町プラスチックごみゼロ宣言」をされております。資料1では、プラスチック製の容器包装の種類を示しておりますが、宣言以降のプラごみの排出量というのがどのくらいなのかということと。あと次の資料では、岬町のプラスチックごみゼロ宣言の内容でございますが、その中に書いてある青線の部分ですね。3R、これはリデュース、リユース、リサイクルの進化を図ると書いてあります。容器包装リサイクル法で定められているプラスチックごみについての再資源化量の推移をお答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

「岬町プラスチックごみゼロ宣言」以降となる令和2年度、令和3年度及び令和4年度のプラスチックごみ排出量及び再資源化量についてお答えします。

令和2年度は約101トン、うち再資源化量は65トン、令和3年度は約94トン、うち再資

源化量は68トン、令和4年度は約93トン、うち再資源化量は21トンとなっております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 それでは次に、資料2の赤線に書いてありますプラスチックごみ問題の啓発活動を通じた機運の醸成をしまいと書いてあります。その下にもプラスチックごみゼロに向け、住民、事業者と連携し、不断の取り組みを行うとあります。今、プラごみ排出量やリサイクル量の推移について、住民の皆さんのほとんどは理解されていないのではないかと考えております。

そんな中で、プラごみを減らす啓発をしても、我が事、自分事として、ごみを減らす行動を即座に取ってもらえるとは思えないですね。少なくとも「岬だより」やホームページ、そしてまた別で作るチラシなどで、プラごみの排出量が今どれぐらいかとかリサイクル量の推移、また一人当たりの排出量、ごみの排出量などを掲載して公表して増減の見える化、見える化をすることで一つの基準にもなりますし、またそこから目標も立てられると思うのです。そういった考えで公表していくお考えはないか、お答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

ごみの減量化の推進を図る上で、住民一人当たりの排出量などを公表することで、住民の皆さまに環境への関心を高め、ごみ排出削減に対する意識を向上する施策の一つと考えておりますので、公表をしまいたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 公表するとのこと、ありがとうございます。

さて令和4年度の再資源化量というのは、先ほど述べられた量でございますが、過去の推移から極端に減っています。これは昨年の9月議会だったかと思うのですが、厚生委員会でプラスチック梱包機が故障したために、リサイクルに回せず可燃ごみと一緒にプラごみを可燃ごみとして燃やしていたということが答弁で判明されたというのを認識しておりますが、せっかく、住民の皆さんが手間をかけて分別して集められた、これも、貴重な資源ですね。そんな資源を可燃ごみと一緒に燃やすという選択を選ばずに、例えば、機械のそういった、梱包機の機械の故障等、不慮の事故も今後も起こると思うんですね。そんな発生した時でも、リサイクルが可能なように事前にこの岬町の近隣市町と、困ったときの助け合いの協定などを結んで、近隣市町でもリサイクルしていただける体制を整えるというのが、社会的責任を全うする上で大切かと私は考えておりますが、そんな考えはないでしょうか、お答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。今後の対策につきましては、プラスチックごみ圧縮梱包機の早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。また、故障時の協力体制につきましては、調査・研究し、近隣市町村と検討してまいります。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 前向きなご答弁ありがとうございます。

ぜひ、近隣市町との連携を模索していただければと思います。

さてごみ削減の啓発活動だけでは、関心を持ってごみの減量に取り組む人というのは増えません。では、どうすべきなのかと私は考えます。今後打ち出す政策の内容によって、住民は町行政の本気度の具合というのを、感覚的に理解するものと私は考えます。ここで私なら、どんなふうにしていくかというのを提案していきたいと思います。

その前に宣言しておきたいと思いますが、この私の政策というのは、何もごみの有料化ではありませんし、有料化にせずとも、私の提唱する皆で作っていく循環型まち作りの政策にてごみの減量政策であったりとか、持続可能なごみ処理の行政というのを実現できると私は考えております。

まずはその一つを提案させていただこうと思いますが、資料3をご覧くださいと思います。

こちら、まずは1か月のプラごみの総排出量というのを住民の皆さんが把握できるように、「岬だより」で毎月の排出量というのを報告します。その上で、あらかじめ排出量の目標数値を設定し、そしてまた公表しておき、それを達成できたら、達成できたらですよ、例えばですけどコミュニティバスの一週間町民は乗り放題になるとか、そういう案が考えられると思うんですよ。

この狙いは達成すれば、皆で達成すれば自分に利益が生まれるというので、皆で目標を達成しようという機運が高められるということですよね。そして、その利益となるバス乗り放題についても、バスで移動してもらうことでマイカー使用を無理なく抑制できると思いますし、二酸化炭素排出の削減となると思います。

これも、私の政治指針である皆で作る循環型まちづくりのど真ん中ですよ。このように、伝えたい相手、ここでは住民ですよ。住民のメリットは何なのかというのを明確に伝えなくては、結果は出にくいものだと私は考えます。実践してもらうには、今自分にプラスになることをアピールする必要があると思うのです。本気でゼロにする、と考えるならば、こういった我が事、自分事もしくは自分の利益、また皆で協力して目標を達成する取り組みのような思い切った政策が必要不可欠ではないかと私は思うのですが、今後このような自分事、我が事というふうに、思ってもらえるような政策を考えて実行する気はないでしょうか、お答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

議員ご提案の政策につきましては、現状ではハードルが高いと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今の現段階ではね、難しいということですがけれども、一つ一つまた考えていっていただきたいのと、これも切に願っておきます。

次に令和4年3月9日に、「岬町ゼロカーボンシティへの挑戦」を表明しておりますよね。資料4をご覧ください。

これは「岬町ゼロカーボンシティ」の宣言書ですね。今までの取り組み状況をお聞かせください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

本町では、平成31年3月に「岬町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガス総排出量の削減目標の達成に向けた取り組みを行うこととしております。主な取り組み方針では、職員が日常的な事務活動や施設管理において、省エネルギーや廃棄物削減に取り組むことや、公共施設の設備の更新や建て替え時において、省エネルギー型設備・機器の導入や、自家消費を目的とした再生可能エネルギーの導入を検討することなどを挙げております。

取り組み状況につきましては、令和元年度に執務室を中心に119基の照明器具を取り外し、161基のLED照明器具の取付けを行い温室効果ガス総排出量の削減に努めております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今お聞きしたのは、ご答弁いただいたのは事務事業編ということで、いわゆる行政施設内の取り組みだと思うんですよね。お答えの中身については事務事業編ですがけれども、職員の皆さんに頑張っていただくという形で提案、企画をされているということですよ。

一方で、岬町では電気自動車等導入支援事業補助金の制度を設けていらっしゃいますよね。これは、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す、このゼロカーボンシティに挑戦することを令和4年3月に宣言していることからという理由で、この制度を設けられておりますよね。行政としても、この事務事業編だけでなく、岬町全体を考えて、自動車の購入補助を皮切りに、ゼロカーボンシティを達成するんだというために、住民さんへの啓発そして協力をお願いしていくことも、今後私は必要だと考えております。

では町全体で、ゼロカーボンシティにするために必要なこととは何だろうかと思うんです。

その一つに、私はごみ処理場でごみを燃焼する際に発生する二酸化炭素を低減するというのが

あると思うんです。その元をたどれば、すなわち家庭や事業で排出されるごみを低減することではないでしょうか。

資料5をご覧ください。

資料5では岬町地球温暖化対策実行計画、これがいわゆるその事務事業編というその計画ですよ。その中の目標達成に向けた具体的な措置等の検討として、赤線で囲ったところをご覧くださいなのですが、内容的には可燃ごみを減らし、そしてごみの再資源化の推進というのが書かれております。それでは、可燃ごみの量はどうなっているのでしょうか、過去5年間の推移をお願いしたいと思います。また併せて、可燃ごみを燃やしたときの二酸化炭素排出量を数値化する必要もあると思うのですが、その点も踏まえてご回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

平成30年度の可燃ごみの量は5,535トン、令和元年度では5,579トン、令和2年度では5,455トン、令和3年度では5,335トン、令和4年度では4,907トンとなっております。

また可燃ごみを燃やしたときの二酸化炭素排出量を数値化できないかという点ですが、「地球温暖化実行計画（事務事業編）」での美化センターごみ処理施設の二酸化炭素排出量は、可燃ごみを燃やしたときに発生する二酸化炭素排出量を個別で算出することができないため、施設全体での電気使用量により二酸化炭素排出量を算出しております。

すいません、先ほどの質問でゼロカーボンシティへの挑戦に向けて今までの取り組み状況というところの質問で漏れがありましたので、再度追加で言わせていただきます。その中で削減効果につきましては、庁内の関係部署の電気使用量・燃料使用量などの把握を行い、計画の内容や事務事業における温室効果ガス排出状況として、町のホームページにより公表しております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 本来は、美化センターの施設全体の電気使用量だけではなくて、やはり可燃ごみを燃やしたときに排出されるその二酸化炭素の排出量も、相当量あると思うんですよ。これ両方足さないといけないはずだと思います。これはね、いずれ数値化できるように努力していただきたいと思うんですね。岬町全体でゼロカーボンシティと言われているのであれば、できればそういう数値をお願いできたらと思います。

またここでも、「岬だより」とかホームページ、また個別に作るチラシ等で、可燃ごみの一人当たりの排出量などを掲載して公表して、そして増減の見える化、見える化をすることで基準が

できて、目標も立てられると思うんですよね。このことについても公表していく考えというのは
ございませんでしょうか、お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

先ほどプラごみの公表のときと同じ回答となります。ごみ排出削減に対する意識を向上する政
策の一つと考えておりますので、公表してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 前向きな回答ありがとうございます。

また一方で、資料5でも書かれているように、資源ごみをリサイクルし資源を無駄にせず再生
していくことも重要です。岬町では缶と瓶、そして資源ごみの分別を住民の皆さんへお願い
しています。資源となるこれらのリサイクルは現在しっかりとされているのか、お答えく
ださい。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

一般家庭から排出された空き缶、空き瓶につきましては、缶と瓶を分別せず一つの袋で出され
たものを、全地区を対象に、毎月第一・第三水曜日に収集を行っております。処分につきましては
は、空き缶空き瓶を分別する施設がないことから、ストックヤードからそのまま委託先の工場ま
で運搬しております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 缶と瓶については、実はリサイクルできていないという状況がここで明らかにな
りました。住民の皆さんは資源ごみ、資源ごみと書かれているからですね、分別して出されてい
る現状から、しっかりとリサイクルされて資源化されているものと思われる方が多いのでは
ないかと私は思うんです。しっかりと再資源化することで目的を達成し、社会的責任を全う
することと併せて、また特に、アルミ缶などは有価物として高値で引き取ってくれるので、換金
できればですよ、町の収入としても相当な金額が見込まれるのではないかと思うんです。そ
れなので、あともう少し、そのアルミ缶とかスチール缶、そして瓶の分別を細分化することを、
住民の皆さんへ、これもこれまた住民の利益となるということを伝えて、協力をお願いしていく
というのはいかがでしょうか、お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

現在のごみの収集は、月曜日から金曜日まで収集を行っており、収集を行っていない曜日はございません。現在の収集方法をさらに細分化させ、アルミ缶、スチール缶、空き瓶の収集日を設定し、収集するのは難しい状況と考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 負担的に難しいという回答であります。

それでは、別の見方をしたいと思います。資料5の黄色の線の部分を見ていただきたいのですが、リサイクルの推進の取り組み内容で、再資源集団回収を実施している自治区やPTAに対する支援と書いてあります。住民への周知も大事ですが、このように、我が事、自分事の醸成をしていくために、こういった支援は私は必要不可欠に思うのです。各団体単位で再資源集団回収が進むと、町としてごみ収集の業務を減らせて経費を抑えられ、さらに換金することで各団体の活動資金の拠出にもなり、一石二鳥以上の取り組みになると思いますが、岬町もこういったリサイクル活動に意欲のある団体に対して積極的に支援をしていくという考えはないでしょうか、お考えをお答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

他市町村では、ごみの減量化とリサイクルの推進を目的として、有価物（新聞、雑誌、段ボール、空き缶など）の集団回収活動に対して報奨金を交付しております。本町におきましても、ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、ごみ問題に対する町民の意識向上に資するとともに、財政状況も鑑み他市町村の調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 前向きに考えて調査していただきたいと思います。

町全体へゼロカーボンを進めるに当たり、ここでも町民の皆様への啓発活動と、さらにはプラごみゼロ宣言でも述べたとおり、我が事、ここでもそうですよね、もしくは自分の利益につながるような思い切った政策が私は必要不可欠だと思っております。

では今回の件でも、この私ならどうするかというのを少し紹介したいと思います。資料6をご覧ください。

まずはここでも、各家庭で電気使用量というのを把握してもらうために、家庭の電量レシートやデータを準備していただきます。その上で、その1として、電気使用量が前年比で15%など、あらかじめ削減目標の数値設定をして「岬だより」で公表します。達成できた月がある場合は、そのレシートをデータ送付することで、先ほどと同じようにバス一週間乗り放題券を付与するな

どとすると、特典自体でさらにCO2削減に寄与すると思われます。

その2として、電動アシスト自転車の購入補助金を制度化するのと、自転車の日や習慣というのは制定することも有効だと考えております。自転車での移動はマイカーに比べてCO2を削減できますし、自転車に乗る習慣をつけることにより、町民が健康になり、ひいては医療費削減にも貢献するメリットというのが生まれたりしますよね。ここでも、関心を持ってもらうためにはやはりなぜ必要なのか、それに伴う住民のメリット、そしてデメリットも明確に示さなければいけないと思います。挑戦を表明した限りは、庁舎内だけとかの啓発だけではなく、しっかりと実現可能な動きを起こしていただきたいと思います。

このように、住民や事業者を巻き込み、共同で達成を目指せるような、ゼロカーボンシティへの挑戦についての政策の実行をしていただけないかどうか、お答えいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

議員ご提案の政策につきましては、現状では先ほどもお答えしましたがハードルが高いと考えております。また、他市町村の調査を行い、いい事例があれば、実現可能なものがあれば導入を考えたいと考えております。

また脱炭素社会の実現には、住民一人一人のライフスタイルの転換が重要と考えております。そのため、現在環境省では、日常生活で一人一人のライフスタイルに合わせてできること、暮らしを脱炭素化することで快適やお得といったメリットにつながる「ゼロカーボンアクション30」を整理し、具体的にどんなことをすればいいのか30の項目を紹介し、啓発を図っております。

ゼロカーボンアクションでは、電気などのエネルギーを節約することや、再生エネルギーへの転換、太陽光パネルつき住宅の推奨、食品ロスの削減、ごみの分別処理によるごみの減量などが挙げられております。

また二酸化炭素削減のため、各家庭で取り組めるものの一つに「環境家計簿」があり、毎月の電気使用量を把握することで年間の使用状況が一目で分かり、家庭での省エネに対する意識を高めることができるツールとして、大阪府においても大阪府環境家計簿「めっちゃエコやねん」を活用して地球温暖化防止に取り組んでいるところでございます。

そうした中、本町の新しい取り組みといたしまして、リユース施策（再利用）を初導入いたしました。令和5年8月24日に、本町と株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結し、マーケットエンタープライズが運営するリユースプラットフォーム「おいくら」を用いて、不要品を捨てずに再利用する仕組みを構築いたしました。本町と「おいくら」の連携により、不要品

の一括査定申し込みが可能となり、二次流通のさらなる活性化による循環型社会の実現や、社会全体での不要品の削減が見込まれるとともに、本町のごみの減量にもつながるものと考えております。

また「ゼロカーボンアクション30」や、環境家計簿、昨今注目されるようになったSDGs 持続可能な開発目標などを積極的に活用し、住民の皆さまに脱炭素社会の実現に関心を持っていただけるよう、啓発を行ってまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 少し私の目指すところとは若干違いますけれども、要は本気でゼロにするお考えがあるのならば、啓発だけでなく自主的・主体的に住民が目標を達成すべく動いてもらえるような政策を考えていただきたいと願い、この質問は終わりたいと思います。

次に災害から町民を守るためにというテーマでございます。

近年の豪雨や線状降水帯などで、各地に被害が出ております。岬町内各地に水災害を招く危険性のある水路や冠水のおそれのある主要道路などがございます。

資料7をご覧ください。

私も岬町全域で住民の皆さんより被害等のご連絡が近年多く寄せられており、この写真はその一部を表したものです。その都度、現場へ確認しに行き、今後同じようなことが起きない対策を職員の皆さんのお力をお借りしながら、対応していつているというような状況です。今後も増えるであろう、このような突発的な気象変動によって起こされる災害を防ぐためにも、このような危険箇所について、今後行政としてどのように対処していくのかをお聞かせください。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 まず、町内の主要道路や主要河川の状況について、ご説明させていただきたいと思います。

主要道路としましては、本町が災害発生時に救助、救急医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急交通路や地域緊急交通路を踏まえ、効果的な緊急輸送ネットワーク整備に努めています。特に大阪府が維持管理をする府道和歌山阪南線、府道岬加太南線、府道木ノ本岬線の3路線と、本町が維持管理をする町道西畑線の道路について、和歌山と結ぶ道路であることから、府道については車両の通行に支障のないよう維持管理に努めていただくよう、大阪府へ要望を行っております。

また、町道西畑線については道路改良工事の実施に伴う国の財源確保に努め、整備を行っております。

次に主要河川につきましては、番川、大川、東川、西川の二級河川の範囲において、河川管理者の大阪府に流下能力の向上を図るよう、護岸の改修や河川の浚渫など要望を行っております。その要望活動につきましては、本町は年に2回実施される意見交換会の席で、危険箇所の早期改修などに努めていただくよう、田代町長自ら関係課と連携して要望を行っております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 結局は、一つ一つ改善していくしかないということだと思うんですね。

私は先日、大阪府庁へ豪雨災害に関して大阪府内の市町村、市区町村は今こんな状況になっていると、もっと手厚い支援をお願いしたいという趣旨で、先ほど谷地議員からもありました南大阪振興促進議員連盟の一員として、岬町からは私のほかに奥野議員、そして谷地議員とともに要望活動に行ったところです。私は町の議員ですが、大阪府へも国へも要望活動等、私ができることはしていこうと思っていますし、行政としてもね、引き続き災害が起こった、またはおそれのある箇所については、安心安全なまちを目指すためにも、原因となる箇所を根本から見直した対応にて、住民に寄り添った対応をお願いしたいと思っています。

また先月、8月15日に、岬町を横断した台風がありましたね、その台風で淡輪地区を中心に広範囲で停電となったことがあったと思います。午前6時頃より、停電が始まって、結局一番遅く復旧した地域では午後7時頃までかかったというふうに、その地域に住む住民の方よりお聞きをしました。

何か手を差し伸べられないものか、そんな気持ちから、ある住民の方がですね、関西電力ともっと密に連絡を取ってもらって、それを町の防災行政無線で、今どんな状況となって、あとのぐらいて停電が解消されるのか、困っている方へ少しでも情報提供として放送してほしいと災害対策本部へ電話で問い合わせられたと聞いております。その問い合わせの際の回答に納得できずに、その後、その方が本部へ来られたんですね。結局、本部へ来られた際でも、答えは同じで、停電の復旧見込みの放送はしないというものでした。

私はそのやり取りをされている際に、別件で住民の方より災害が発生した箇所があるということで、本部へ行った際にそのやり取りを途中から聞いておりました。というか、まあ聞こえてきましたと言った方がいいかもしれません。ただそのときの対応はどうだったのか。そのときは、中口副町長が対応されておりましたが、かなりの強い口調で、その住民の方へ責め立てるような質問をされていました。私が聞いている限り、その質問の内容とは関係のないようなことを、粗い口調でその方へ正していたり、結局放送しないことを主張されておりました。あまりに強い口調のありさまを見て、見ていられずに私も間に入って止めに行きました。そのときも、「あんた

関係ないやろ。」というふうに言われたことも覚えております。最終的にはですよ、町長とのお知り合いであることが分かった際に、副町長の態度が変わって、その場は収まったんですよ。でもそれでも、これは問題であると私は感じております。その態度ですね。これは住民に対する公平公正な態度とはほど遠いものであった。私は思います。

その中口副町長が主張されていた内容というのはどうだったのかというのを言いますと、停電復旧は関西電力の事業だから、岬町の防災行政無線は使わないというものだったんですよ。しかしその後、復旧の見込みの時期について、結局は放送がなされたわけですよ。この一連のやり取りがあった後の、真逆のその対応について、なぜそうなったのか、どなたか、誰でも結構です、説明をお願いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 それでは、松尾議員のご質問についてお答えさせていただきます。

まずは、岬町が防災行政無線を使用する際の考え方について説明させていただきたいと思います。

本町では、他の自治体と同じく本町におけます防災行政に資するために、近畿総合通信局長から無線局免許状の交付を受け、防災情報や行政情報などを住民の皆様に周知するために活用しております。

本町では、先の台風第7号発生の際に、田代町長を本部長とする災害警戒本部及び災害対策本部が開設され、本部長の指揮の元、防災のための情報を防災行政無線、本町の公式ホームページ及び公式SNSを介して広報しております。

これらの広報手段のうち、防災行政無線につきましては、電波法に定めるもののほか、岬町防災行政無線施設管理規程を定めて、適正な管理を行っております。

また災害発生時における情報発信につきましては、広報する時期や情報の正確さが求められますので、岬町職員災害マニュアル、こちらは平成28年4月に改訂したものでございます。これらのマニュアルで定めました災害時の広報に関する内容に関する警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各時期の状況に応じて、町民の人心の安定に努め必要な情報を提供しますとの基本的な考え方にに基づき、運用しております。よって災害対策本部等が開設されている状況下では、本部員が収集しました情報につきまして、本部長が適宜に内容や時期を精査し広報を行います。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどのご回答はちょっと求めていた回答と違いました。私は、この件に関して、今後困っている方への情報提供は積極的にすべきだという立場で、今日は提言をしております。

先日、中口副町長が言われたような、町は電力事業者ではないから停電復旧についての防災無線を使った放送はしないという考えについては、私は、違った見方をしております。そうではないだろうと思っているのです。台風被害が原因で停電災害で困っている町民の皆さん、今回は少ない数ですよ。

またもう一つ付け加えると、その停電した淡輪地区には、避難場所として町民体育館が開設されておりましたね。ここはエアコンが最近完備されていて、当時も稼働されていたのではないかと思いますよね。それなら電気がなくて、電気が停電で暑い思いをして停電を我慢している家庭も少なくなかったのと違うかなと思うんですよ。そんな方々へ向けて、放送で町民体育館の案内もできたのではないかと思いますよね。そういった困っている住民さんを手助けするのが行政の役割ではないのでしょうか。何のために防災行政無線という名前がついているのでしょうか。町内で起きている災害ですよ、これは。それを、実施事業者ではないからと、住民のよい提案を検討もすることなしにそのときに、断っていた中口副町長がいらっしゃるんですよ。

私は、先の全員協議会でも、今年に入って多奈川地区で起きた痛ましいあの火事の事件の件についても、防災行政無線があるのだからそれを使って火事が起きている地域、少なくともその地域の住民の皆さんへ、逃げ遅れの無いようにと緊急の知らせとしてぜひ放送を使って住民へ知らせてほしいと提案をしておりますよね。これについてもそうです。ましてや地域を区切って、放送ができるのですよ。停電復旧の情報提供や、多奈川で起きたこの火事の件も、そして町民体育館への案内も、地域住民の方々から私への直接の声であり、そして願いですよね。それを私は代弁して言っているのです。

ここからは、それではほかの自治体ではどうしているのかというのを、他市町の事例を紹介したいと思います。

防災行政無線による停電に関する情報提供の放送というのは、神奈川県小田原市、そして島根県浜田市や栃木県佐野市、そして埼玉県本庄市など多数の自治体で行われているというのが調べで分かっております。その中の埼玉県本庄市では、災害時等における停電事故発生に対して、停電情報の共有や連携した広報活動等を行うためですよ、行うため、東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支店と災害時の電力復旧に関する協定を締結しており、災害時等で広範囲にわたる長時間停電が発生した際は、東京電力からの依頼により双方協議の上で防災行政無線による広報活動を行えることになっているのですよ。

岬町内で起こる今回のような停電など、その他の災害復旧に関する情報は、住民にとって安心感や信頼感を与えるものですよ。岬町が直接復旧事業しなくても、そして町がやる事業ではな

いからと、よそがやるべきことだからと放っておくのではなくて、必要な情報を関西電力と情報を密に取りながら、情報提供していくべきではないかと私は考えます。

岬町では、先ほど言いましたがエリアを絞って放送できるので、関係のないエリアには、放送しなくても済む機能も備わっております。住民の困り事、大変なことについて、もっと防災行政無線を活用して、住民に寄り添った情報提供をしてほしいと、切に切に願います。

この質問のときに、先ほどの答弁をいただきましたかったと思うのですが、もう答弁されております。その中に、岬町職員災害マニュアルの中には災害時の広報の内容に関する復旧段階等の各時期の状況に応じて、町民の人心の安定に努め、必要な情報を提供しますと書かれているわけですよね。では、今後もそのとおりやっていただきたいと思います。

災害対策本部が開設されている状況下では、本部員が収集しました情報について本部長、ここでは町長ですよね、適宜に内容や時期を精査し広報を行いますと、先ほども言われているのではないかと思います。ここで住民の意見があったのなら、本部でその情報を共有して、そして本部で検討した中で、最終本部長が判断をするというのが本来の在り方ではないでしょうか。マニュアルで、そう決めているのであればそれを遵守してください。これでは、本当に住民に寄り添った対応と私は今思えません。なので、心を入れ替えたご対応をどうかよろしくお願いいたします。お時間ありませんが、行けるといって行きたいと思いますが、いいですか。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 松尾議員の質問に答弁させていただきます。

まさしく松尾議員のおっしゃるとおりでね、やっぱり防災行政無線をどういう場合に使うか、非常事態のときに使うかどうかいろいろありますけれども、一応「岬町防災行政無線施設管理規定」が法律上電波法でありましてですね、なかなかすぐに判断して、じゃあ防災行政無線で使って、住民に徹底してお知らせをするということではなく、私は災害対策本部長としての立場として、今回の防災行政無線の使い方については、松尾議員おっしゃったときまでは指示しておりません。それで停電の通報があったのは、1回電話であったのみで、そのときは担当者が受けたと思うんですけども、それを受けて停電があると、そのときには深日地区一部というふうに聞いておりました。ところがその後、おっしゃる住民の方が激高しておいでになってですね、なんで怒ってはるのかなという感じで聞いておったんですけども。最終的には副町長があまり大きな声を上げてるので、危機管理担当と口論になってたんで、それで副町長が中に入って調整をして、そういう言葉が出たのかどうか分からないんですけど、私は本部席におりましたので詳しいことは存じなかった。それで顔を見てたら、私の友人の息子であったので、事情を話して、防災行政無

線はこういう場合に使うんだということを説明して納得をして帰っていただきました。

というのは、防災行政無線というのは、やはりいろいろ内部で先ほど議員おっしゃるように、内部で協議を重ねた上で、例えば消防団長も同席していただいてる、消防団員を召集をかけてほしいというときには、団長を通じてやっておりますし、また広域消防組合の場合には消防署も待機しておりますので、広域消防の方に連携を取ってほしいとか、そういう指示は全て私が協議の判断の中でやっております。

今回の判断を遅かったやないかと、しなかったやないかとおっしゃるのは、そうでなくてですね、関西電力送配電は停電が起きた場合には、危機管理と連携を取ることになっております。それが全く連携が取れなかったということが、今フリーダイヤルを使って全国ネットワークで関西電力送配電の情報情報を共有することになっておりますので、なかなか住民の方も連絡は途絶えてなかなか通じなかったという苦情も聞いております。そういった中で、私は関西電力送配電からの情報をずっと待っておりました。しかし、停電の範囲が広がってきたということでありましたので、もちろん住民の方も激高してこられた後ですけれども、それで私は緊急に関西電力送配電に直接個人的に電話をさせていただきました。こういう情報が入っているが、一体どこまで停電をしているのか、いつになったら通電できるのかということを確認し、そうしたら関西電力送配電さんは広範囲にわたって、もうとにかく岬町だけでなし、ほぼ大阪府内停電が続いてるんで、その作業に当たっているんだということであったので、これは長期に及ぶということで、時間設定をしてくれということで時間を設定しましたところ、3時半には回復するという見通しだったことだったので、3時20分ですね、それで10分余裕を見て3時半に、じゃあ行政無線を使って住民に周知徹底をするように指示をしたのが3時半だったか3時半前ぐらいだったかなと思うんですけどね。

その後、まあ何ていいますか、あれはネットじゃないんですけどあれで、逐次こう停電の情報がコロコロ変わってきますもんで、それを見てて、4時過ぎにもう一回確認をしたら、4時以降になるということだったので、これはもうやむを得んなということで、1回目放送して、今は停電でこういう状況で迷惑かけてますというのやって、それで最後にはこういうことで時間がずれたということについて放送をしておりますので、マニュアルの中には必ずずっとこう順序があつてですね、その順番どおりにやっておるだけで、決して議員おっしゃるように何にもしないと、そうでなくてですね、防災行政無線はしっかりと住民の方と共有するところは共有してやっています。ですから、我々としては万が一放送して、その放送が間違った場合大変なことになりますので、やはり慎重には慎重を期してやっておるということだけは理解していただきたい。

中口副町長が住民との会話の中で失言はあったことについては、本部長として私からおわびを申し上げたいと思います。後日、本人さんおいでになって、あまりにも激高したことについては大変申しわけなかったと、感情的になって申しわけないというおわびのお言葉もいただいております。ことを付け加えておきます。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 次の質問はできそうにないので、もうこの件に絞りたいと思います。

私はね、町長の判断はよかったと評価しているんですよ。というのは、中口副町長はしないって申したにもかかわらず、町長が最終判断してやられた、そのことについては評価しているのです。ただ、その情報が例えばね、その知り合いでなかった場合どうなっていたのかとか、そういう時は私は思うんですよ。先ほどね、公正公平の判断ではないというのは、申し上げたのはそこなのです。見ず知らずの人、お二人がね、知らない方が訪れてきて、いいことを言っているのに、いや、もう縦割りで決められたことだからしないんだよでは、これはちょっと不公平というかね。あとその災害対策本部の中でも、こんな情報がありましたというのを、一旦その本部で共有するというふうにマニュアルに書いているのではないかと思うんですよ。それで、今回は問題となっているのは、副町長がそれをしなくて、門前払いをしているということに対して問題だとおっしゃったので、その件に関してはね、謝りいただいているので、また後日ご本人にも伝えますけれども。私は今回を機に、次のまたどなたかの住民さんのアクションがあったときは、必ず本部で共有していただいて、最適なことを判断していただきたい。ただそれを願っているだけなのです。

今後も、もうまさにそのゲリラ豪雨など今どんどん増えているときです。なので、そんな中でも、一生懸命職員の皆さんも寝ずに頑張っている姿も私は拝見しております。本当に感謝をしているところですが、ぜひ住民にも、住民にもっと寄り添った対応というのを切に願いたいと、このように思います。

5分あるので、若干進めたいと思います。最後のテーマ、これに少し時間をかけたかったのですが、次回に回したいと思うのですが、地域が支える地産地消の循環型学校給食の提案について。

これはね5年前に、令和元年6月議会で私初めて提案をしております。そのときに、できるようにするための仕組みづくりというのを、詳しく説明をさせていただいておりますので、できればそのときの一問一答をご覧いただければと思うのですけれども。あれから5年がたちました。国からも、学校給食の地産地消率を高めるようにと、努力するように言われている中で、私が提

案したこの5年前から今までのこの学校給食への地産地消を高める動きというのを、進捗状況というのをお聞かせいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それではですね、令和元年6月に議員からご提案されました地域が支える循環型学校給食の進捗状況ですが、教育委員会としてはこれまで食育の観点から、地域の産物の活用に取り組んできました。岬町産では干シイタケ、泉州産としてはタケノコの水煮など食材を取り入れ、月に2回程度給食に取り入れてきました。

また、小学校では食育と地産地消の学習を行いながら、給食だよりの献立の中で地元産や九州産の、泉州産の食材の紹介も行っております。しかしこの間、食材を提供してきた地元生産者が一定の食材を安定的に提供することが困難になったことから辞退されたり、物価高騰により食材を安価に提供することができなくなったことから、地元食材を提供した給食は2か月に1回程度となっております。また、これまでどおり、泉州産や大阪産の食材は、公益財団法人大阪府学校給食会や商工会物資納入組合から仕入れております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 小川次長から答弁いただきましたが、5年前と何も変わっていない、何も進んでいないというのが、内容でした。

それでは質問を変えます。5年前にも言いましたが私はこの提案ですね、生産者の顔が分かる安心安全で新鮮な食材を使った学校給食にすることで、岬町の子どもたちに農業、そして漁業の大切さ、ありがたさを学び、そして子どもたちが地元でそんな一次産業を担う大人を目指すきっかけになったり、また地元を学んで地元愛を育みながら、栄養豊富な給食で心と体を育てていくことにあるんですよね。

また一方で、岬町は農業そのものが絶滅危機と言っても過言ではないぐらい、なり手もほとんどいない状況です。なぜなり手がいないのか、なぜなのか。農業をしてもこの町内には道の駅ぐらいしか売り先がなく乏しい状況で、なりわいとして、成り立たないという理由が第一にあるんですよ。

さらに、昨日の一般質問で道工議員が発言したように、岬町行政として農業の活性化策が乏しい、そして支援もなかなかなかったことから、今のすたれ果てた現状があると思うんです。しかし、子どもたちの学校給食の食材を岬町でできるだけ作ろうという大義の下で、行政が旗振りをした場合はどうでしょう。給食は一日に必要な食材の量と種類が半端ではなく多いです。それが一年間需要が続くわけですよね。売り先が、学校給食である給食センターと決まった状態であれ

ば、作れば作るほど対価として売上に変わります。また、給食の献立を二、三か月先のものまで作っていたら、逆算して必要な品質と量がおのずと決まるものです。二、三か月先まで作るものが前もって受注が入るようになれば、売上の見通しが立ちやすく収入の安定にもなる。そうなる
と、一人であれもこれもと多品種を作らなくても、各自異なる一つの品種を皆で協力して作り合うことで、よりよい品種を作ることに専念できるのです。これは産直市場でも確実に売れる見通しが立っているという状況で、農業が安定した職業となります。これは漁業に置き換えても同じ
ことが言えるんですよ。

このように農業・漁業を盛り上げる手段としても、私は提案しているんですね学校給食を活用してはどうかという考えですけど、ちょっと時間がありませんがお答えいただけたらと思います。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 お時間がございませんので、ポイントだけお話をさせていただきます。

松尾議員のですね、地産地消の取り組みについては一定受け止めさせていただきますが、学校給食を視点を置きますと、学校給食法にもありますように、子どもたちにいわゆる十分な栄養価
の元で、やっぱり食育の中で成長させていく、健康な体を作っていくことが基本ですので、私どもはまずは安全で安心で、しかもここ数年来学校給食費を上げていません。各市町ではこの物価高騰の折で上げていっていますけども、安く同じように上げなくて提供してる状況については、やはり物資納入組合とか一定の大きな納入業者によって、値段もある程度軽減しているということもござい
ますので、いわゆる子どもたちに対して安くて栄養価の高い学校給食を今後目指していきたいと思います。

○竹原伸晃議長 時間が参っております。

○松尾 匡議員 そうしましたらまた、次の機会に行いたいと思います。

○竹原伸晃議長 松尾匡君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 再開は5分後にしたいと思います。14時06分をお願いいたします。

(午後 2時01分 休憩)

(午後 2時06分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第37号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第37号、「令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」をご説明いたします。

先日、内閣府が発表いたしました今年4月から6月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質成長率は年率換算で6.0%の増加となり、3四半期連続のプラス成長となっております。

半導体不足で落ち込んでいた自動車の生産が回復したことに加え、統計上は輸出に位置づけられる訪日外国人客の消費が押し上げられた一方で、GDPの半分以上を占める個人消費はマイナスとなり、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へ移行したことで、外食や宿泊が増加したものの、物価高の影響により食料品や家電などの消費が減少いたしました。世界経済の減速懸念がある中、今後の成長につなげていくためには、賃上げの裾野を広げ、内需を拡大する取り組みが必要と言われております。このような状況は地域経済にも相当な影響が及ぶと考えられることから、今後ともこうした動きを注視していく必要があると考えております。

本町におきましても、財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成をいたしております。

それでは議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,333万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億770万円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては、9ページから14ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

分担金及び負担金といたしまして、ため池施設改良事業分担金43万2,000円を計上しております。内容といたしましては、多奈川西地区の上の宮池改修工事に係る受益者負担金を計上しております。

国庫支出金といたしまして社会資本整備総合交付金（道路整備等）170万4,000円を減額計上しております。内容といたしましては、次の府支出金のところでご説明させていただく地籍整備事業補助金の内示を受け、（仮称）町道美崎苑連絡線境界確定業務を地籍調査業務で実施することになったことに伴い、本交付金を減額計上するものでございます。

府支出金といたしまして、地籍整備事業補助金180万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補助金の内示に伴い、(仮称)町道美崎苑連絡線周辺の地籍調査業務に充当するための補助金を計上いたしております。

寄附金といたしまして、小学校費寄附金32万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、旧青葉台子供会から淡輪小学校への指定寄附金を計上いたしております。

繰入金といたしまして、8,185万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源として、財政調整基金繰入金6,859万2,000円を、多奈川地区多目的公園災害復旧費に充当するための多奈川地区多目的公園管理基金繰入金471万4,000円を、多奈川朝日地区法面改修工事に充当するための多奈川財産区特別会計繰入金500万円をそれぞれ計上いたしております。

繰越金といたしまして、令和4年度決算の確定に伴い前年度繰越金568万5,000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして、396万3,000円を計上いたしております。内容といたしましてはパスポート申請手数料の納付に当たり必要となる収入印紙売払収入252万6,000円を、国や大阪府からの受託事業費の決定に伴い海釣り公園道の駅受託事業収入(大阪府受託事業)26万1,000円を、道の駅みさき受託事業収入(国受託事業)117万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

町債につきましては、903万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、多奈川朝日地区法面改修工事に充当するための町有地法面整備事業債370万円を、廃プラスチック圧縮梱包機に係るリサイクル施設整備事業に充当するためのリサイクル施設整備事業債(過疎対策)510万円をそれぞれ増額計上する一方、臨時財政対策債の借入予定額の決定に伴い、1,723万1,000円を減額計上するものでございます。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお詳細につきましては、15ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

議会費といたしまして、47万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては岡山県美咲町などへ議員視察研修費として、費用弁償15万6,000円、バス借上料23万2,000円、各種研修会等参加負担金4万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

総務費といたしまして、1,522万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、多奈川朝日地区の法面の一部について、表面がブロックで整備されていない箇所があることから、当該箇所の強度を確保するための法面改修工事1,000万円を、パスポート申

請手数料の納付に当たり必要となる収入印紙について、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの見直しにより、海外への渡航制限が緩和され、旅行や出張に伴う申請の増加が見込まれることから、収入印紙である消耗品費252万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして、3,790万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、いずれも過年度の精算に伴い障害者自立支援給付費国庫負担金返還金722万6,000円を、子どものための教育・保育給付費交付金国庫返還金1,050万5,000円を、新型コロナ感染症セーフティネット強化交付金国庫返還金540万7,000円をそれぞれ計上するほか、健康ふれあいセンターの陶芸室で粘土板を成形するために使用するタタラ機の故障に伴う機械器具費97万9,000円を計上いたしております。

衛生費といたしまして、1,118万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、いずれも過年度の精算に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金315万円を、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金233万8,000円をそれぞれ計上するほか、美化センターリサイクル施設にある廃プラスチック圧縮梱包機の主押しシリンダーの故障に伴うリサイクル施設改修工事511万5,000円を計上いたしています。

農林水産業費といたしまして114万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、多奈川西地区にある上の宮池の余水吐について、近年頻発する大雨災害に備え、排水機能を確認するための改修工事86万5,000円を、漁業集落排水事業特別会計繰出金28万円をそれぞれ計上いたしております。

商工費といたしまして、288万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、国や大阪府からの受託事業費の決定に伴い、道の駅みさき情報提供施設等維持管理委託料107万8,000円を、海釣り公園道の駅管理委託料26万1,000円のほか、道の駅みさきへの集客促進やにぎわいの創出のために隣接する稻荷池周辺の空地に、東屋・ベンチなどからなる休憩所等の整備に必要な道の駅みさき周辺整備工事設計委託料154万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

土木費といたしまして、945万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、今年度に予定しておりました（仮称）町道美崎苑連絡線境界確定業務について、同路線は近畿地方整備局が実施した都市部官民境界基本調査の範囲に含まれていたことから、地籍調査の補助金申請を行ったところ交付決定の内示が下りたことから、（仮称）町道美崎苑連絡線境界確定業務委託料340万8,000円を減額計上する一方、地籍調査業務委託料240万9,000円を増

額計上するほか、下水道事業特別会計繰出金３８７万９，０００円を計上いたしております。

教育費といたしまして、旧青葉台子供会からの指定寄附金３２万５，０００円を財源に、淡輪小学校の図書購入費に同額を計上いたしております。

災害復旧費といたしまして、４７１万４，０００円を計上いたしております。内容といたしましては、今年５月に行われた国による災害査定の結果を踏まえ、多奈川地区多目的公園災害復旧工事を実施するに当たり、大阪府からの職員派遣に必要となる給料、職員手当等の人件費４５９万円のほか、出張旅費や作業服の購入などの経費の合計１２万４，０００円を計上いたしております。

続いて５ページをご参照願います。「第２表 地方債補正」をご覧ください。

多奈川朝日地区の町有地法面整備事業に係る起債限度額を新たに追加するとともに、美化センター内のリサイクル施設整備事業（過疎対策）ほか３事業に係る起債限度額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和５年度岬町一般会計補正予算（第５次）については、会議規則第３９条第１項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第38号、令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第3、議案第38号、令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）についてをご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、主にマンホールポンプの水位計などの修繕及び大阪関西万博の成功に向けた機運醸成の一環として岬町も参加することから、万博マンホール蓋3か所を製作し、淡輪駅前、役場前、青少年センター付近に設置するものです。

それでは予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,654万8,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、本予算補正予算の編成に当たり必要な財源といたしまして、一般会計繰入金387万9,000円を増額計上いたしております。

諸収入につきましては、万博マンホール製作設置助成金といたしまして、雑入10万円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、随時賦課面積が当初の見込みより増えたことにより、下水道事業受益者負担金一括納付報奨金の増額が必要になりましたので、下水道総務費4万9,000円を増額計上いたしております。

続きまして事業費につきましては、下水道事業においてマンホールポンプ水位計などの修繕の費用として、362万2,000円を増額し、また大阪関西万博の成功に向け機運醸成の一環と

して岬町も参加することから、万博マンホール蓋3か所の費用として30万8,000円を増額し、下水道事業費合計393万円を増額計上いたしております。

以上、補正予算の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 事業委員会に所属しておりませんので、ただ委員会付託の前ですので少し気遣うのですが、お聞きしておきたいと思います。

万博ホール蓋のことで諸収入、雑入として、まあこれ3枚分ということですね、マンホールの製作設置助成金、これは雑入ですが、これはどこから入ってくるのか。万博の協議会からかなとか思いながらお聞きしたいということと。

それからマンホール蓋の購入費とありますが、購入費とは別にその設置の際に、また新たに設置のための費用が必要になってくるのか、今後のことをお聞きしたいということと。

先ほど3か所マンホール蓋の設置について説明もありました。そこは交換が必要であるのか、あまりそんなふうには思わないのだけれど、何かちょっと交換が必要ないのなら、なんか全然SDGsではないなと思いながら聞いていたのですが、その交換については必要性があるからそこに決めたということではないというふうに理解しておいていいのか、そのあたりについてお聞きしておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 まず、万博助成金の雑入ですが、正式な名称の方は分かってないのですが、万博の方から入ってくるということで聞いております。もう一つが、購入費の中に作成と設置がありまして、その購入費の中に設置も含まれております。マンホール蓋の取り替えになりますので、3番目のSDGsじゃないということですが、取り替えたマンホール蓋は、次の工事でほかの場所に設置させていただこうと思っておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

○竹原伸晃議長 よろしいでしょうか。

中原議員。

○中原 晶議員 一点聞き忘れていました。通常のマンホールは、1枚幾らぐらいするのですか。

○竹原伸晃議長 答弁はよろしいですか。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 詳しい金額の方は申しわけないですが今分らないです。万博の方はカラーマンホール蓋になるということを聞いてますので、どちらかというカラー蓋の方が高いというふうに考えております。

すいません、先ほどの助成金の入り先なんですが、一般財団法人都市技術センターの方から、助成金としていただけるということになりますので、訂正をよろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 所属していない委員会のことなのに、細々聞いてすいません。委員会傍聴させていただきますので、ぜひ通常幾らぐらいなのか、委員会で参考にお示しいただけたら、聞けるかと思って期待しておきます。ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)については、会議規則第31条1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第39号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第3、議案第39号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算

(第1次)についてをご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、小島浄化槽センターの流入調整槽にある微細目スクリーンの修繕をするものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,864万7,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、本補正予算の編成に当たり必要な財源といたしまして、一般会計繰入金28万円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、小島浄化槽センターの流入調整槽にある微細目スクリーンの修繕が必要となりましたので、漁業集落排水総務費28万円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております。令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第5、議案第40号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第40号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。

本補正予算は、前年度の介護給付費等の確定に伴う国・府及び支払基金の負担金の精算に伴う追加交付金及び返還金と前年度の余剰金の処理について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,264万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,884万9,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

支払基金交付金につきましては、介護給付費の精算に伴う追加分として163万2,000円を増額計上いたしております。

次に繰越金といたしまして、前年度繰越金7,101万1,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願います。なお詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金償還金及び還付加算金としまして1,401万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国・府支払基金に対する精算返還金でございます。

続きまして、基金積立金としまして5,862万9,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)については、会議規則第31条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第6、議案第41号、令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第41号、令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)についてをご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,346万1,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明をいたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金、深日地区財産区基金繰入金183万7,000円を計上いたしております。

次に歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

財産費財産管理費として水路維持、管理工事183万7,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、6月の豪雨により被災した深日財産区所有地内の水路の復旧にかかる費用を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第7、議案第42号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1

次) についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第7、議案第42号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算第1次についてをご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,406万2,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明をいたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金、多奈川地区財産区基金繰入金500万円を計上いたしております。

次に歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金繰出金として、一般会計繰出金500万円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します朝日地区法面改修事業の財源の一部として繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）については、会議規則第31条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第8、議案第43号、工事請負契約の締結について（岬中学校体育館空調機設置工事）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第8、議案第43号、工事請負契約の締結について（岬中学校体育館空調機設置工事）ご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬中学校体育館空調機設置工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、岬中学校体育館空調機設置工事、契約の方法は指名競争入札でございます。

契約金額は7,683万5,000円、うち消費税及び地方消費税の額は698万5,000円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2883番地、宮川工業株式会社、代表取締役宮川浩一でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果経過調書をご覧ください。

工事名工事場所は省略をさせていただきます。工期は議会の議決日から令和6年1月31日まで、入札予定価格は税抜きで8,952万円となっております。入札予定価格が3,000万円以上のときには、低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格は税抜きで7,609万6,000円と定め、事前に公表を行っております。

同じく入札予定価格が3,000万円以上のときには失格基準価格を設けており、失格基準価格は税抜きで6,266万4,000円と定めております。なお、失格基準価格については事前

公表ではなく、落札者の決定後に公表を行っております。

入札年月日は令和5年8月17日でございます。

指名業者数は調書記載の6社で、2社が事前辞退し、4社が応札し、2社が調査基準価格を下回りました。最低価格で入札した業者の入札価格は失格基準価格を上回っていることから、この業者から当該価格で入札した理由、入札価格の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、8月23日に関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行は確保されるかについて調査を行いました。

業者の積算では、工事目的物を作るために直接必要とされる費用である直接工事費は、一部の工種においては町の設計額を下回るものがありますが、必要な経費の見積もりが行われており、町内の工事であることから、本社が現場に近いことにより、その他の関連する経費を抑えることができるとの説明がありました。

必要な項目についての積算が行われており、過去にも同等施設の施工実績を有することから契約内容に適合した履行がされると判断し、当該業者を落札業者として決定して、8月23日に仮契約を締結いたしました。なお落札率は、予定価格の78.03%となっております。

2ページをご覧ください。

本工事の概要ですが、主な工事内容は建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事、その他工事で、設置する空調機の概要はLPガス式ガスヒートポンプエアコン室内機16台、同室外機4台、LPガス式非常用発電機1台、災害対応バルクシステムLPガス2.9トン貯蔵1台となっております。

3ページに工事箇所、4ページと5ページに施設平面図と断面図などを記載しております。

なお本件につきましては早期竣工を行うため、委員会付託を行わずに、本会議におきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上が議案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 入札結果経過調書の中で、調査基準価格の事前公表についての考え方をこの場でお尋ねしておきたいと思います。

ご説明いただいたとおり、岬町はそういうルールを設けて運用されていることは存じ上げておりますが、この調査基準価格については事前公表の見直しについても考えていく必要があるとい

う指摘がなされているものですよね。これはいろんな事例が起こっているようでありますけれども、例えば今回も、調査基準価格にぴったりと張り付いた金額が2社、入札価格ということになっていると、他でもそういった事例があり調査基準価格がずらずらっと並んでくじ引きみたいな、そういったことが起こったりも全国的にはしているようでありますから、事前公表の時期を見直すようにとかね。そういった手当が図られるところが出てきているようではありますけれども、岬町についてはこの調査基準価格の公表時期等について何かお考えになっていることがあれば、お聞きしたいと思っています。これは適切な積算の妨げになるとか、そういった弊害が指摘されているところでありますので、今すぐ改善が必要だとまでは申し上げませんが、一定の考え方について整理がいるのではないかと思います、この機会にお尋ねするものです。

それからもう一点、工事期間ですが、これはできればもう少し早い時期に引き渡しといいますか、工事が完了したらいいなというようにお考えではないかと思いますが、この期間、授業とか学校運営に支障がないのかという点について心配されるところでありますから、これは教育委員会へのご質問になるかと思いますが、どんなふうになさるのかお聞きしておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私の方からは、調査基準価格の事前公表に関するご質問に対してご答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本町においては入札価格の入札の透明性を確保するため、失格基準価格を除きまして予定価格を含め事前に価格の公表を行っております。調査基準価格の事前公表に関しましては、国の方からも調査基準価格の公表時期の見直しに対しての通知等が行われております。ただ私どもの考え方といたしましては、本町におきましては過去にいろいろこの入札をめぐる問題で事件等も発生したという経過もございますので、その経過を踏まえて、現在のルールに至ったところもございますので、現時点としては、このまま事前公表の制度を維持したいと考えております。

なお議員おっしゃられるように、調査基準価格に同じ額で入札をされているケースがあるというのも事実でございます。ただ私どもとしましては、落札業者からは適切に積算されているかというのを確認するために、積算内訳書の提出を求めて確認した上で契約をしている状況でございますので、その点は適切に執行されていると考えております。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 今回の工事に当たりまして、もう既に工事関係の教育委員会職員、それと学校関

係者、工事の担当職員の間で一定協議をしております。

協議内容についてポイントとしては二つ。一つは生徒の安全をどう配慮していくんかということと、それが一つと、それと体育館の利用がどう制限されるのか、いわゆる授業にどんな影響があるかと、この二つで議論いたします。

工事内容につきまして、まずは体育館の利用につきましては、工事そのものは基本的には2階のギャラリーを設置するということで、直接的には体育館には影響ないという話は聞いておりますけれども、ただ中学校入って、いわゆる正面から2階のいわゆる室内機を設置するまでの工事の配線については、一定半分の面積が一定使用ができなくなる可能性はあるということで、この辺は工事担当者の方で調整をしていただいてまして、学校の方からもる要望はいただいておりまして、極力学校には授業には影響のないようにということになっております。

工事の変更がありましたら、その都度教育委員会を通じて学校の方には連絡をして、児童生徒には周知しているというふうな考え方です。

それと安全面ですが、大きなところで言いますと、まず工事の車両の搬入につきましては、生徒が8時半に登校しますので、それ以降の工事の搬入ということで聞き及んでおりまして、あと室外機とか設置する工事に影響のないようにですね、バリケード等を張って生徒が近寄らないようにということで配慮しております。

いずれにつきましてもまた具体的に計画が出ておりませんが、一応安全面の確保についての協議は進めているところです。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 中学校の、あの空調機の設置については兼ねてから求めていたものですし、全然反対するつもりはないんですけどね。先ほどの西部長の答弁で、契約には積算の内訳についても示してもらっているので不適切な契約ではないと、まあそうだろうなと思っているのですが、私が言っているのは入札のときのことです。この入札の金額に問題があるという立場ではないのですが、先ほど申し上げたとおり、その調査基準価格と同じ金額が入札の価格になるとそれが適切な積算の下でこの金額が出てきたということであれば、何の問題もないのですが、全国的な傾向としてね、積算がきちんとなされて入札価格が積み上げられた金額として出されているのかということに疑念を感じるような事態が発生しているという指摘なわけですよ、起こっているのはね。ですので、先ほどお答えいただきましたので、別にまた答弁ということは求めませんけれども、今の時点では、岬町は現状を維持するということで、それに文句を言うつもりはないんですけどね、こういった事柄については適宜適切に異常だと判断されたら見直しを図って

いくということを、求めておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 入札の業者の方は、せんだってエアコンの故障が長引いた淡輪小学校の入札業者と同じと聞いておりますが、淡輪小学校の講堂での空調不具合でしたか、そういう事故例というのですかね、工事の失敗での経験というそれは生かされているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 答弁を求めます。

教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 先日の淡輪小学校の空調の不調につきましては、工事機器そのものに問題があるわけではなくて、LPガスそのものが補充されてなかったということが原因となっておりますので、本業者のですね、いわゆる機器の不具合ではないということだけ報告しておきます。

○竹原伸晃議長 谷崎議員。

○谷崎整史議員 施工ミスではなかったということですね。ガスの欠乏という。

○竹原伸晃議長 はい。よろしいですか。

他に質疑。奥野議員。

○奥野 学議員 今回は岬中学校の設置ということで大変ありがたく思っております。以前から3小学校、町民体育館と続いて今回ということで大変ありがたいのですが、参考に確認しておきたいと思うことが、まず避難所開設時、それぞれの体育館を使用するということになるのですが、停電時は当然非常用発電機が稼働して、エアコンも稼働していくのかと思うのですが、ただ、夜間避難所で停電になると、当然体育館の照明というのはつかないと思うのですが、その発電機から、その天井照明などの電気を回すことはできないですね。その確認で。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 災害時のいわゆる体育館の電気は、そのガスでつけることはできません。ただ、非常用コンセントを配置しておりますので、ガスから発電によってですね、例えば非常用の照明器具、照明器あるいはパソコンなどが接続できて電気が起こせて、見れるような環境を作っております。

○竹原伸晃議長 奥野議員。

○奥野 学議員 はい、もう一点確認です。先ほど谷崎議員もLPガスの確認があったと思うのですが、淡輪でそのガス切れが起こったということで、今後のその対策はどういうふうになっているのか確認をお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 前回の淡輪小学校のことを鑑みまして、カシヨウがL Pガス協会には再度再三電話させていただいてます。それぞれ各小学校、初期単価も含めてですね、きっちりした巡回と、ガスの減りのチェックと、定期的な補充について改めて指導しております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 私からも、1点質問させていただきます。

今回、岬中学校体育館への空調設置というところで今おっしゃられており、ずっと住民さんが望んでいたことなので、これは非常に喜ばしいことかと思うのですけれども、一点気になるのが、恐らく先ほど事業等々にも影響はないとおっしゃられたので大丈夫かとは思っているのですが、岬中学校体育館は「二十歳の集い」でも使用される場所ですので、今、開催日時が1月7日ということで、もしかしたら工事期間中という可能性も考えられます。そうなったときに、この「二十歳の集い」へは影響はないのかというところと、これあの日付の変更等々を踏まえて、振り袖とか、ヘアメイクの予約とかもかなり前もってされていたりするので、変更があった場合というところはすぐにでも周知が必要になることが考えられますので、その辺は特に影響はないと考えてよろしいでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 工事期間が1月の末日ですけれども、これから先できるだけ早く設置いただけるようお願いしようかなと思っています。ただ工期がいわゆる1月の末日までですが、いわゆる「二十歳の集い」までにできなかったとしてもですね、これ「二十歳の集い」の日にちを変えることはございません。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号工事請負契約の締結について(岬中学校体育館空調機設置工事)を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第9、議案第44号、工事請負契約の変更について（令和4年度町道西畑線道路改良工事（その2））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第9、議案第44号、工事請負契約の変更について、工事請負契約の変更について（令和4年度町道西畑線道路改良工事（その2））をご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は現在施行中ではありますが、工事内容の一部変更により、契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては変更前8,415万円、うち消費税及び地方消費税の額765万円を変更後1億53万100円、うち消費税及び地方消費税の額を913万9,100円に変更するものでございます。

変更金額といたしましては1,638万100円、19.5%の増額となります。

契約の相手方は大阪府泉南郡岬町深日1382番地、聖和産業株式会社、代表取締役呉海聖三でございます。

主な変更内容についてご説明をいたします。議案書に添付しております参考資料をご覧ください。

1ページは本工事の工事箇所、2ページは変更箇所の平面図を記載しております。

3ページの変更契約金額集計表をご覧ください。

変更増減額項目ですが、今回の変更は工事内容の変更に伴う項目と、工事請負契約に定めるスライド条項物価水準の変動に伴う請負代金の変更による項目から構成されております。

4ページの変更内容説明書をご覧ください。

(1) 工事内容変更に伴う工事請負金額の変更については、①土工として1,275万4,000円の増額、②擁壁工として356万500円の増額。

5ページ、③排水構造物工として74万4,300円の減額。④撤去工として82万の増額、

⑤仮設工として285万4,800円の減額。⑥安全工として29万500円の増額、小計1,382万5,900円の増額となります。

6ページをご覧ください。

(2) 建設工事請負契約書第26条第5項、単品スライド条項による変更として、162万2,500円の増額、(3) 建設工事請負契約、契約書第26条第6項、インフレスライド条項による変更として、93万1,700円の増額となります。

以上が令和4年度、町道西畑線道路改良工事(その2)の契約変更内容でございます。

本件につきましては事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております工事請負契約の変更について(令和4年度町道西畑線道路改良工事(その2))については、会議規則第39条1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第10、議案第45号、岬町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第10、議案第45号、岬町国民健康保険条例の一部改正について説明をいたします。

提案理由といたしましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明をさせていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

また、今回の主な改正内容につきましては、本議案書と併せて送付いたしております。岬町国民健康保険条例の一部改正の概要により説明させていただきますので、併せてご覧ください。

本条例改正につきましては、出産する被保険者の保険料負担を軽減する内容を主としており、導入の趣旨といたしまして、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取り組みとして、国保制度におきまして出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除するというものです。

次に、免除のスキームといたしまして、出産する被保険者を対象としており、当該出産する被保険者に係る産前産後期間として、4か月間の均等割保険料と所得割保険料について、公費により免除するというものです。

なお、公費の負担割合につきましては、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となっております。

今回の改正内容といたしまして、第12条、第14条、第16条及び第20条につきましては、一般被保険者に係る基礎賦課総額及び減額する基礎賦課額の算定について定めたものであり、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料の算定について、これらの規定を適用するために内容を改めるものです。

そのうち、第12条の3、第2項及び第16条の7第2項につきましては、一般会計からの繰入れについて定めており、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分についても、繰入対象として当該規定を適用するために内容を改めるものです。

次に出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料免除に関する規定として、第20条の4を、その届け出に関する規定として、第26条の4を新たに加えるものです。

なお、附則におきまして、施行期日を令和6年1月1日と定めており、また、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分

の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による旨の経過措置を定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部改正について、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第11、議案第46号、岬町財産区管理条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第11、第46号、岬町財産区管理条例の一部改正についてをご説明いたします。

提案理由といたしまして、岬町財産区管理条例の運営を見直すため、本条例に所要の改正を行う

ものです。

岬町には現在、淡輪、深日、多奈川の三つの財産区を有しておりますが、淡輪財産区につきましては財産区の運営に必要な定期的な収入が乏しく、基金を取り崩して管理に必要な財源を確保しております。地方自治法の規定では、財産区管理会は委員7人以内をもってこれを組織することが規定されており、今後も持続可能な組織とするため、委員数の見直しを行うものです。

また、今回の改正に合わせて、条例の表現内容や手続についても見直しを行うものです。

議案の裏面をご覧ください。

第2条は、委員の定数を「7人」を「7人以内」に改めるものです。

第3条は、規定の表現方法の見直しを行うものです。

第4条は委員の失職について、個人情報保護の観点も考慮し、管理会の決定を経ず、資格要件を有しなくなったときに失職するものです。

第7条は、定数の見直しに合わせて会議の出席数の見直しを行うものです。

附則としてこの条例は、新たな委員の任命を行う令和5年10月2日から施行するものです。

なお本条例の改正案については、各財産区管理委員会でもご説明し、ご理解をいただいております。

以上が条例改正の概要でございます。

本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町財産区管理条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 再開は15時30分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

(午後 3時14分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に続き、一般質問を再開します。

日程第12、認定第1号、令和4年度岬町一般会計決算の認定についてから日程第20、認定第9号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの9件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、日程第12、認定第1号、令和4年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第20、認定第9号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの9件は、一括議題とすることに決定しました。

これより令和4年度成果報告・決算に関する説明を求めます。

成果報告について町長、田代 堯君。

○田代町長 大変お疲れのところ大変申しわけございません。ただいま議長のお許しを得ましたので、令和4年度成果報告・決算に関する説明を行わせていただきます。

なお、説明は要点を絞り、簡略化させていただいておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また併せて、日程第12、認定第1号令和4年度岬町一般会計決算の認定についてから日程第20、認定第9号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてを地方自治法第233条第3項に基づき、議会の認定をいただきたく一括提案を申し上げます。

なお、令和4年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書は、あらかじめ配付しております。

さて、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束に至らず、長引くコロナ禍においてロシアによるウクライナ侵攻等の国際情勢も影響し、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰により、住民生活に多大なる影響を及ぼしてきました。そのような状況を踏まえ、令和4年度において、本町では厳しい環境に置かれている住民の皆様、事業者のご負担を少しでも軽減できるよう、様々な町独自の支援策を実施してまいりました。

家庭用水道料金の基本料金については、令和2年度から令和4年度まで3年間継続して50%を減免いたしております。また、家庭への支援や落ち込んでいる消費を喚起させるため、令和4年度には全町民に対し、5,000円分の商品券を配布しました。事業者への支援策としましては、国の事業復活支援金の支給対象とならなかった町内事業者に対し、20万円の給付を行いました。加えて、特に影響が大きかった子育て世帯への支援として、町内の小・中学校の給食費について、令和4年4月から9月までの上半期は50%の減額を行い、10月以降の下半期は無償化いたしました。

また、コロナ禍における物価高騰等に対して、国の支援策である非課税世帯に対する5万円の給付については、町独自に1万円を上乗せするとともに、町内在住の寝たきり高齢者等を対象に、紙オムツ等の購入費用として一人につき1万円を助成いたしました。さらに令和5年度においても、これまでの支援策において対象とならなかった「働く世代」を対象に、一人につき5,000円分の商品券の配布事業や、長引くコロナ禍において電気・ガス・食料品等の価格高騰により厳しい状況に置かれている低所得世帯に対する3万円の給付事業、また小中学校給食費の50%減額や町内事業者に対して5万円を給付するなどの取り組みを予定しております。

このように、令和4年度においても、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、物価高騰等により厳しい環境に置かれている住民の皆様に寄り添い、負担を少しでも軽減できるよう、町として最大限の施策の実施に努めてまいりました。

令和4年度決算の概要としましては、一般会計歳入決算額は約82億200万円。歳出決算額は約80億8,000万円となっております。歳入歳出決算額の差し引きおよそ1億2,200万円から、翌年度への繰越財源4,500万円を差し引いた結果、実質収支はおおよそ7,700万円の黒字とすることができました。

また、令和4年度の普通会計決算における実質収支につきましては約7,700万円の黒字、単年度収支におきましても約500万円の黒字となり、引き続き黒字決算を確保することができ

ました。

一方、財政構造につきましては、経常収支比率は94.9%となり、前年度から0.2ポイント、実質公債費比率は11.1%となり、前年度から0.6ポイントいずれも悪化しております。高い水準にある経常収支比率・実質公債費比率は改革の取り組み効果により近年改善傾向にありますが、令和4年度につきましては、国の地方財政対策における臨時財政対策債の発行額の減少や、これに伴う標準財政規模の減少などにより、前年度からわずかに悪化する結果となりました。

また、令和3年度末には約78億7,100万円あった町債残高は、令和4年度末には75億8,600万円となり、およそ2億8,500万円の減少となっております。

財政調整基金等の基金残高につきましては、令和3年度末には約13億9,600万円あった基金残高は、令和4年度末には約10億7,200万円となり、約3億2,400万円の減少となっております。このように、コロナ禍における財政を取り巻く環境は、依然として義務的経費を中心に本町の財政を圧迫している状況にありますが、多様化する住民ニーズに的確かつきめ細やかな対応に努めてまいりました。

私は平成21年10月に町長に就任してから、今年で14年目を迎えますが、就任当初の財政状況は非常に厳しく、住民の皆様には0.3%の固定資産税の超過課税のご負担をお願いし、また、職員給与の2%減額、管理職手当の30%減額など、多方面において行財政改革を進めてまいりました。

これまでの14年間の行財政改革の取り組みは、少しずつではありますが効果が表れつつあり、平成19年度から実施しておりました固定資産税の超過課税については、平成25年度に0.1%、平成28年度に0.1%、そして令和3年度にも0.1%の引き下げを行い、超過課税を撤廃するにまで至りました。また、長年独自減額を続けてきた職員給与や管理職手当についても、令和4年度から段階的に見直し、令和5年度からは給与及び手当は、平準化いたしております。

このように就任当初に比べ、財政状況はわずかではありますが改善傾向にありますのは、住民の皆様、議会の皆様そして一緒に行財政改革に努めてきた職員の皆様のご理解・ご協力のおかげと存じます。改めて心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

しかしながら、本町の財政状況はいまだ脆弱であります。行財政改革懇談会の答申書の内容を踏まえ、現在、次期集中改革プランの策定に取り組んでおり、引き続き行財政改革に努めてまいります。

続いて、昨年度に実施いたしました施策の概要について、令和4年第1回岬町議会定例会で表明しました町政運営方針に基づき、第5次岬町総合計画の6つのまちづくりの目標に沿って説明

申し上げます。

まず、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち」でございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国・大阪府・関係機関と協力し、令和4年秋開始接種事業及び乳幼児への接種事業等を実施いたしました。さらに、地域医療機関における検査相談体制の確保維持に努め、泉佐野泉南医師会と連携し、年末年始の臨時発熱外来を設置し、休日・夜間の検査体制を確保してまいりました。

国民健康保険事業としましては、様々な健康に関するツールを有効に活用し、特定健診の受診率の向上を図るとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を行ったことで、若年層から高齢者までの全世代の生活習慣病予防及び健康保持の支援を継続し、医療費の適正化に努めてまいりました。

介護予防事業、生きがいつくりでは、町全体での健康づくりや介護予防についての意識向上ができるよう、令和4年度介護予防ボランティア養成講座を実施いたしました。令和3年度から実施している高齢者等が主体となった住民主体の介護予防や居場所づくり等の活動支援につきましては、令和4年度も新たに住民主体の地域活動の立ち上げの支援を行いました。低い受診率が課題となっているがん検診につきましては、検診の啓発強化並びに各種検診の精度向上等の検診体制の整備に努めてまいりました。なお、未受診者勧奨などにより、受診率は現在改善傾向にあります。

妊婦乳幼児保健施策としまして、一般不妊不育治療費助成により妊娠を希望する方の経済的負担の軽減を図りました。また多胎児妊娠に対して、妊娠健診支援事業において妊婦健診受診券を追加交付し、母体の健康管理を支援してまいりました。さらに、既存の各種事業と併せて妊娠から育児までの各時期の相談に対応し、全ての母子の育児不安を解消し、孤立を防ぐための切れ目のない支援を継続し、妊婦臨時特別給付金事業や出産子育て応援交付金事業を実施いたしました。

児童福祉施設の整備等につきましては、老朽化した設備の更新・改修を進め、利用者が安心安全に利用できるよう努めてまいりました。また、コロナ禍で減少した子どもの運動や遊びの機会を提供するため、子ども活動支援補助金を活用し遊具を購入いたしました。

学童保育におきましては、小学校の休業日である長期休暇及び土曜日等の開室開始時間を8時半から8時に早め、また年始の開室日が1月5日からであったものを1日早め、1月4日から開室することで子育て支援の充実を図りました。

次に「あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち」でございます。

学力向上事業としましては、計画的に思考力・判断力・表現力等の向上を図るため、町独自で

小学校学力診断テストを行い、学力の把握、分析、検証と改善を継続して実施するとともに、引き続き一人1台のタブレット端末を活用した学習支援を実施してまいりました。

教育相談事業としましては、就学前からきめ細やかな教育相談を実施するため、小中学校及び幼稚園にスクールカウンセラーを引き続き配置いたしました。

GIGAスクール構想の推進に当たりましては、ICT支援員を配置し、ICT機器を活用した授業支援や校内研修などを実施いたしました。また教育用ソフトを活用し、効果的な授業支援を行いました。

学校運営協議会につきましては、令和4年度は多奈川小学校において保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会を設置し、地域の力を学校運営に生かす地域とともにある学校づくりの推進に努めてまいりました。

教育施設の環境整備につきましては、老朽化が進む小学校のトイレを機能的で快適なトイレにするため、計画的に改修いたしました。また人工芝の老朽化が進む中学校テニスコートについても、全面張り替えを実施いたしました。町民体育館の空調設備については、国の補助金を活用し、令和4年度に設置工事を完了いたしました。

本町の国指定重要文化財である興善寺の仏像は、3体のうち1体は既に修復を行っているところですが、新たに2体目の仏像を京都国立博物館で修復を開始いたしました。

また新たに公民館、図書館等整備事業としまして、既設施設の現状や複合型施設も含めた建設の検討を行う検討委員会を立ち上げ、これらの具体的な考えをまとめた構想案の作成作業を開始いたしました。

次に、「新たな活力と魅力があふれるまち」でございます。

道の駅みさきにおいては、地域活性化の拠点として観光交流促進に取り組み、地域特産品の販売、観光情報の発信を行うとともに、国による駐車場拡張工事が行われたことにより、利用者の利便性の向上が図られました。

農林業政策といたしましては、農業委員会などの関係機関と連携し、遊休農地の解消や農業の担い手不足解消に努めるとともに、岬町の農産物を活用した特産品の開発支援を行いました。また、森林環境譲与税を活用し、近畿自然歩道内の危険樹木の伐採や、東畑地区の山林の間伐などの森林整備に取り組むとともに、観光案内看板の設置などの木材活用に努めてまいりました。

観光振興施策としましては、岬町観光協会や南海電気鉄道株式会社等の民間事業者と連携し、国などの補助金等を活用しながら、全国高校生地方鉄道交流会の開催や、スポーツツーリズムによる多奈川線活性化事業など新たな観光資源の発掘や、既存の観光資源の磨き上げを行うとともに

に、それら観光資源の町内外への発信に取り組んでまいりました。また、日本遺産葛城修験に登録された町内の寺院や近畿自然歩道のルートに係る案内板の整備についても、取り組んでまいりました。

広域観光の推進としましては、一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューローと密に連携し、国の補助金を活用し、SDG s 教育プログラム造成事業に取り組むなど、泉州地域での観光戦略の強化を図るとともに、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会、大阪観光局などの関係機関と協働し、サイクルツーリズム事業を初めとする広域的な観光振興事業のさらなる推進及び観光プロモーションに努めてまいりました。

企業誘致の取り組みとしましては、関西電力多奈川発電所跡地へのニューレジストン株式会社の進出を支援し、岬工場の誘致を実現することができました。引き続き、関西電力・大阪府と連携して、さらなる企業誘致の取り組みを進めてまいります。

次に、「豊かな自然の中で安心して暮らせるまち」でございます。

避難行動要支援者名簿につきましては登録・更新を行い、自治区自主防災組織単位での個別避難計画の策定を促進するとともに、民生委員・児童委員協議会などの避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めてまいりました。

防災力の強化としましては、住民の皆様に想定される災害を知っていただき、日頃から災害への備えを心がけ、いざというときに慌てず冷静な避難行動が取れるよう岬町総合防災マップを配布いたしました。

ごみ処理施設の整備につきましては、経年による劣化が著しい焼却炉の天井部の耐火物更新工事を行い、ごみ処理施設の焼却能力の維持に努めました。

次に「安全で快適な住み心地のいいまち」でございます。

第2阪和国道の整備につきましては、平常時・災害時を問わず、地域の安全安心を確保するため、早期の複線化を国・大阪府へ要望してまいりました。なお、第2阪和国道周辺整備としましては、府道国歌山阪南線と孝子地区を結ぶ町道孝子連絡線が開通いたしました。道路施策としましては、町道美化センター連絡線について、道路の見通しを改善するため、府道との交差点と曲線部の改良整備を行い、利用者の安全性確保を図りました。

災害等緊急時及び下水道整備促進のための道路として府道岬加太港線、池谷交差点を起点とする町道池谷向出連絡線の整備を実施いたしました。これにより、緊急時の避難路確保及び地域住民の利便性向上につながっております。

みさき公園につきましては、令和2年3月末、南海電鉄によるみさき公園運営事業撤退以降、

本町はみさき公園を都市公園として存続し、新たな事業者による民間の活力を生かしながら、本町への集客とにぎわいの中核拠点として、住民や周辺自治体の利用者にも親しまれる新たなみさき公園の再開を目指してまいりました。この方針に基づき、民間の資金やノウハウを最大限に生かした魅力ある都市公園の実現に向けて、PFI法による特定事業として選定した新たなみさき公園整備運営等事業について民間事業者と事業契約を締結し、現在整備に向けた協議を進めているところでございます。

「いきいきパークみさき」につきましては、スポーツ団体と連携し、スポーツ大会の開催を支援するとともに、いきいきパーク内の多奈川ビオトープでは、おおさか生物多様性パートナー協定に基づく自然観察会や自然とのふれあいイベントを開催し、新しい里山空間づくりなど、町のにぎわいの拠点となるよう取り組みました。

「みなとオアシスみさき」の取り組みにつきましては、3年ぶりに深日港活性化イベントを開催し、約6,000人の方にご来場いただき、深日港のにぎわいづくりに努めてまいりました。また深日港、洲本港を結ぶ旅客船の運航事業につきましては、通過型観光から滞在型・着地型観光への転換を図ることで、内閣府より新たに3か年の地域再生計画の認可を受け、コロナ禍での運航となりましたが5,838人の方にご乗船いただきました。そのうち自転車を利用された方が886人おられ、本航路の認知度も上がってきたものと考えます。今後も関係機関と連携し、「みなとオアシスみさき」を起点に、大阪湾を1周できる広域観光の推進に取り組んでまいります。

公共下水道工事につきましては、深日緑4丁会、向出南、向出北地区において、公共下水道工事を実施し、令和5年度も引き続き同地区の設計並びに工事を行う準備を進めております。

小島地区漁業集落排水事業では、整備した排水処理施設への個別的な接続を引き続き促進し、地域の活性化並びに環境保全による地場産業の育成に努めてまいりました。

岬町営住宅長寿命化事業につきましては、町営住宅の居住性・安全性等を長期間にわたって維持するため、令和3年度に策定した岬町営住宅長寿命化計画に基づき改修工事に向けた事業として、まず多奈川小田平住宅の1号棟から15号棟までの改修設計業務を実施いたしました。

空き家バンク制度につきましては、同制度を引き続き活用し空き家の有効利用を行い、本町への移住・定住の促進を図ってまいりました。

次に、「すべての人が輝くまちづくりを進めるまち」でございます。官民連携の取り組みでは、官民連携事業研究所と締結した公民連携促進に関する連携協定書に基づき、民間の専門人材と連携して作成した接遇マニュアルを活用し、接遇力向上研修を実施するなど、行政が抱える課題の

解決や住民サービスの向上、地域活性化を図るため、民間事業者等のノウハウ、アイデアを積極的に活用してまいりました。

地方創生の取り組みとしましては、令和3年度より取り組みを始めた町のPR番組の制作を引き続き行い、認知度向上を図りつつ施策内容を対外的に広報し、移住・定住の促進を図りました。

結婚新生活については、国制度で実施される補助に対し、町単独で補助金の上乗せ補助を行いました。また新たに町単独事業として、婚姻された方々に対し結婚祝い金支給事業を実施するとともに、奨学金の返還を行っている方々に対し、奨学金返還金支援事業を実施いたしました。

人権施策としましては、全ての人々の人権が尊重される社会と差別のない明るく住みよいまちの実現に向けた人権啓発や人権教育、人権相談事業を積極的に推進してまいりました。

岬町男女共同参画プランの策定につきましては、男女平等に基づくお互いの人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図るため、第3次岬町男女共同参画プランの策定作業を進めてまいりました。

多文化共生の推進につきましては、大阪公立大学との包括連携協定に基づき、留学生との交流を通じた地域活性化プロジェクトを継続し、国際感覚豊かな人材育成、地域の国際化を推進しました。

また新規事業として、本町在住の高校生が短期間の海外留学を行った際の金銭的な支援として、グローバル人材育成支援制度を創設し、国際的な人材育成に努めてまいりました。

行政のデジタル化の推進としましては、令和3年度に策定した岬町DX基本計画に基づき、行政手続のデジタル化の取り組みを進めるとともに、窓口手数料等の支払いにキャッシュレス決済システムを導入し、住民の利便性の向上や行政運営の効率化に取り組んでまいりました。

以上が、令和4年度における主要施策の成果概要でございます。これらの成果は、議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご支援・ご協力によるものと改めて深く感謝いたします。今後も住民の皆様、議会の皆様、産学官の関係者の皆様と連携し、日本一温かみのある町政を目指し、住民の皆様の町に対する誇りをさらに醸成できるよう町政運営に取り組んでまいりますので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、各会計の収支状況につきましては、副町長の中口から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 田代町長の成果報告が終わりました。

次に、決算に関する説明について。

副町長、中口守可君。

○中口副町長 それでは、引き続き私の方からは、各会計の全般的な決算の概要についてご説明いたします。

先ほどの町長からの令和4年度成果報告と同様に要点を絞った説明とし、簡略化させていただきたく存じます。重ねて、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

決算書とともに送付いたしております、令和4年度決算説明資料の1ページをご覧ください。

まず、会計別決算の状況でございます。一般会計につきましては、歳入決算額82億225万6,000円、歳出決算額80億7,992万5,000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源4,564万6,000円を差し引くと、実質収支は7,668万5,000円の黒字決算となっております。

国民健康保険特別会計などの特別会計の合計につきましては、歳入決算額55億7,108万5,000円、歳出決算額54億9,309万円となっており、実質収支は7,799万5,000円の黒字決算となっております。

次に、2ページをご覧ください。

普通会計財政収支の状況でございます。令和4年度の普通会計決算は、歳入総額82億45万6,000円、歳出総額80億7,812万5,000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源4,564万6,000円を差し引くと、実質収支は7,668万5,000円の黒字決算となっております。

次に普通会計決算の歳入歳出の特徴につきまして、ご説明いたします。

令和4年度決算は、引き続き黒字を確保することができました。

まず、歳入決算におきましては、町税は令和3年度に新型コロナウイルス感染拡大に伴う令和2年度分の徴収猶予に係る翌年度納付があった反動で減少したことに加え、地方債につきましても臨時財政対策債が減少となった一方、ふるさと納税に係る寄附金や財政調整基金繰入金が増加いたしました。その結果、歳入全体では令和3年度から2億5,642万5,000円、率にして3.2%の増加となりました。

次に歳出決算につきましては、公債費が令和3年度に新型コロナウイルス感染拡大に伴う町税の徴収猶予に伴う減収を補填するために、発行した地方債の償還がなくなったことにより減少となった一方、国民健康保険特別会計に対して財政安定化支援事業に係る繰出しの実施や、投資的経費につきましても、町道西畑線や町道美化センター連絡線の整備などにより増加いたしました。その結果、歳出全体では令和3年度から2億3,213万9,000円、率にして3.0%の増加となりました。また、令和4年度の翌年度に繰り越すべき財源は4,564万6,000円で

あり、令和3年度から1,938万4,000円増加したことから、実質収支は令和3年度から増加いたしております。

続いて、3ページをご覧ください。

財政構造の弾力性を示す指標の一つである経常収支比率は、対前年度0.2ポイント増加の94.9%となっております。次に地方債現在高につきましては、普通会計における令和4年度末現在高は75億8,609万3,000円となっており、令和3年度から2億8,481万7,000円減少いたしております。これに特別会計を加えた令和4年度末現在高は107億9,427万6,000円となっており、令和3年度から4億7,843万6,000円減少いたしております。

続きまして、基金につきましては一般会計所管の令和4年度末現在高は10億7,181万4,000円となっており、令和3年度から3億2,404万5,000円減少いたしております。これに特別会計所管の基金を加えた令和4年度末現在高は16億707万5,000円となっており、令和3年度から3億4,617万3,000円減少いたしております。

なお健全化判断比率等につきましては、この後の議案において報告させていただきますので、この場では省略させていただきます。

最後に4ページをご覧ください。

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分に係る令和4年度歳入決算額は1億9,799万5,000円となっております。一方、社会保障施策経費全体の令和4年度の歳出決算額は28億2,599万1,000円となっております。

以上のように普通会計の決算におきましては、本年度も前年度に引き続き黒字を確保することができましたが、本町の財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあるというのには変わりございません。こうした環境下におきましても、今後も自立できる行財政運営を目指し、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、総合計画の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、令和4年度の各会計の決算概要でございます。

説明は以上でございます。なお、本件は総務文教厚生事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○竹原伸晃議長 副町長、中口守可君の決算に関する説明が終わりました。

ただいま説明のありました決算の認定に係る9議案については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程第12、認定第1号、令和4年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第20、認定第9号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの9件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本9件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 お諮りします。日程第21、報告第4号、令和4年度岬町健全化判断比率の報告についてから、日程第23、報告第6号、令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって日程第21、報告第4号、令和4年度岬町健全化判断比率の報告についてから、日程第23、報告第6号、令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題とすることに決定しました。

日程第21、報告第4号についての報告を求めます。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第21、報告第4号、「令和4年度岬町健全化判断比率の報告について」をご説明いたします。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告を行うもの

でございます。

令和4年度決算における各指標の比率ですが、まず、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率につきましては、赤字が発生していないことから生じておりません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言いますが、これにつきましても赤字が発生していないことから生じておりません。

続いて、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を言います。令和4年度におきましては実質公債費比率は11.1%となっており、前年度の10.5%から0.6ポイント増加いたしております。

最後に、将来負担比率は一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を言います。令和4年度につきましては105.8%となっており、前年度の100.9%から4.9ポイント増加いたしております。

主な要因といたしましては実質公債費比率、将来負担比率のいずれにおきましても、国の財政対策における臨時財政対策債の発行額の減少や、これに伴う標準財政規模の減少などにより前年度からわずかに悪化する結果となっております。

各指標の早期健全化基準につきましては、括弧書きにより示させていただいております。監査委員から付されました審査意見書におきましては、「各比率とも早期健全化基準を下回っているものの今後も引き続き健全な財政運営に努められたい」とされております。なお、各指標の積算の基礎数値は、決算書及び地方財政状況調査などを元にしております。地方財政状況調査につきましては、現在、大阪府を通じて総務省に提出され、国の方で検収をしているところでございます。したがって国などからの修正等の指示に伴い、今回報告させていただいた各比率に変更が生じる場合がありますら、改めて報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

令和4年度岬町健全化判断比率の報告は以上でございます。

○竹原伸晃議長 日程第22、報告第5号及び日程第23、報告第6号についての報告を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第22、報告第5号、令和4年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

岬町下水道事業特別会計におきましては、令和4年度での資金不足は生じておりません。なお、資金不足比率は事業の希望に対する資金の不足額の割合を言い、経営健全化基準は20%となっております。

令和4年度、岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告は以上でございます。

続きまして、日程第23、報告第6号、令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行うものでございます。岬町漁業集落排水事業特別会計におきましては、令和4年度での資金不足は生じておりません。なお資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合を言い、経営健全化基準は20%となっております。

令和4年度、岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告は以上でございます。

これより本3件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって日程第21条、報告第4号、令和4年度岬町健全化判断比率の報告についてから日程第23、報告第6号、令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてまでの3件の報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いします。

次の会議は全員協議会といたしまして9月15日、深日港活性化空港対策特別委員会後、そして最終日9月26日の全員協議会がございますので、ご参集ください。

ご苦労さまでした。

(午後 4時21分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年9月6日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 坂 原 正 勝

議 員 奥 野 学